

平成28年第4回
笠置町議会定例会会議録
(第2号)

平成28年12月20日

京都府相楽郡笠置町議会

平成28年第4回（定例会）
笠置町議会 会議録（第2号）

| | | | | | | | |
|--|-------------------------------|-----------------------|----|-------------|-------|------|----------------------|
| 招集年月日 | 平成28年12月20日 火曜日 | | | | | | |
| 招集場所 | 笠置町議会議場 | | | | | | |
| 開閉の日時 及び宣告者 | 開 会 | 平成28年12月20日 9時30分 | | | 議長 | 杉岡義信 | |
| | 散 会 | 平成28年12月20日 14時54分 | | | 議長 | 杉岡義信 | |
| 応（不応）招 議員及び 出席並びに 欠席議員 | 議席番号 | 氏 名 | 出欠 | 議席番号 | 氏 名 | 出欠 | 出席 8名 欠席 0名 |
| | 1 | 西岡良祐 | ○ | 5 | 大倉 博 | ○ | |
| | 2 | 西 昭夫 | ○ | 6 | 坂本英人 | ○ | |
| | 3 | 向出 健 | ○ | 7 | 松本俊清 | ○ | |
| | 4 | 田中良三 | ○ | 8 | 杉岡義信 | ○ | |
| 地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の職氏名 | 職 | 氏 名 | 出欠 | 職 | 氏 名 | 出欠 | 出席 7名 欠席 0名 |
| | 町 長 | 西村典夫 | ○ | 人権啓発 課 長 | 増田好宏 | ○ | |
| | 総務財政 課 長 兼 会 計 管 理 者 | 前田早知子 | ○ | 保健福祉 課 長 | 東 達廣 | ○ | |
| | 企画観光 課 長 | 山本和宏 | ○ | 税住民課長 | 石川久仁洋 | ○ | |
| | 建設産業 課 長 | 市田精志 | ○ | | | ○ | |
| 職務のため 出席した者 の職氏名 | 議会事務 局 長 | 藤田利則 | ○ | 局長補佐 | 穂森美枝 | ○ | |
| 会議録 署名議員 | 1 番 | 西岡良祐 | | 2 番 | 西 昭夫 | | |
| 議事日程 | 別紙のとおり | | | | | | |
| 会議に 付した事件 | 別紙のとおり | | | | | | |
| 会議の経過 | 別紙のとおり | | | | | | |

平成28年第4回笠置町議会会議録

平成28年12月13日～平成28年12月20日 会期8日間

議 事 日 程 (第2号)

平成28年12月20日 午前9時30分開議

- 第1 諸般の報告
- 第2 議案第44号 平成28年度笠置町笠置会館耐震補強改修及び大規模修繕工事の請負変更
契約締結の件
- 第3 議案第48号 平成28年度笠置町一般会計補正予算(第5号)の件
- 第4 一般質問
- 第5 閉会中の継続調査の件

開 会 午前9時30分

議長（杉岡義信君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成28年12月第4回笠置町議会定例会第2日目を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

議長（杉岡義信君） 日程第1、諸般の報告を行います。

いこいの館運営対策特別委員長から委員長報告の申し出がありますので、これを許します。

いこいの館運営対策特別委員長、大倉博君。

いこいの館運営対策特別委員長（大倉 博君） それでは、いこいの館運営対策特別委員会の開催の結果を報告いたします。

まず、11月18日、行政側から、温泉のポンプのくみ上げのことで400万円余りの金額が要するというので、今度の補正予算を出したいと要請がありました。そして、11月25日、12月5日、12月13日、12月19日と4回、委員会を開催いたしました。

しかし、25日の開催をあけてみると、400万円余りの温泉ポンプのと思っていまして、いわゆる光熱費等を含めて1,200万円余りの補正予算を出すとのことでした。今までのランニングコストまでも計上されておりました。そして、しっかりした要求の資料を出してはいたけれども、25日、5日、13日と結局なかなか結論が出ず、19日の最終日に土埃、コモンズを参考人として要請いたしました。要するに、いこいの館を今度どういうふうに経営をやっていくのか。そして、町長が社長であるわかさぎが、どういうふうに経営をやっていくかということが、先ほど言いました25日から13日の3回をやってもなかなか見えてこなかった。したがって、参考人を聴取いたしました。

その結果、やはりコモンズさんはしっかりとした会社かと思ったのが、この方は温泉業界で20年間をやっておられるということで、やはり温泉をやっておられて、笠置のいこいの館を客観的にシビアに物の考え方をされております。そして、資料をいただいて、いろいろ説明を受けました。

その中でも簡単に申しますと、温泉事業というのは、竣工15年を経過した施設においては抜本的な設備改善の必要があるということで、笠置のいこいの館については何ら手段が講じられていない。そのことによって、設備の維持費とかが後手後手に回るとのこと。そして、大事なことは、この温泉について、経年劣化した設備をこのまま事故なく安全に行うと

というのは、なかなか難しいということ。他の公共機関で、やはりこういったことをやっているところに相当、水質管理の不備による、公には出ていないんですけども、レジオネラ菌とかで死傷者が発生したケース、そのほかいろいろな説明がありました。

そして、いろいろありますけども省略しますけれども、長期的な考察では、やはりプロポーザル事業として、結果としては賃貸契約とか、資産売却、業務委託等が考えられると。もう一点は、指定管理者制度を活用し、広く指定管理者を公募するという、 commons さんはそういう長期的な考察を述べておられました。

そして、指定管理者制度を行うことにおいても、大規模な改修・営繕が必要となります。それでないと笠置のいこいの館については二の足を踏む企業があるのではないかと述べておられます。

そして、近隣のこういう温泉施設をいろいろ調査された中で、行政がやっているのは4点あります。その中で12万人前後。やはり民間とかがやっておられるところは20万、30万の利用者があるという想定なんですけれども、いこいの館は8万人。ちなみに月ヶ瀬温泉は10万人、やぶっちゃんが11万人余り、行政がやっているところで、もう一つ、一番少ない、針では6万人と想定されております。やはり行政がやるということは入館者も少ないです。ほかのところは20万、30万とお聞きしました。

そのほかアンケート調査なり、いろんなことをやっておられます。本当にこの業者の方は、しっかりと、我々は今後、commonsさんのことも思い、いこいの館運営対策特別委員会として大いに参考にして経営に参画していく必要があると思いました。以上、報告を終わります。

議長（杉岡義信君） これで諸般の報告を終わります。

議長（杉岡義信君） 日程第2、議案第44号、平成28年度笠置町笠置会館耐震補強改修及び大規模修繕工事の請負変更契約の締結の件を議題とします。

本案について、提案の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 議案第44号、工事請負契約の変更について、提案理由の説明をさせていただきます。

本案は、平成28年第3回定例会で議決をいただきました笠置町笠置会館耐震補強改修及び大規模修繕工事に係る工事請負契約について、設計変更に伴い、契約金額の変更と工期の変更をいたしたく、議会の議決をお願いするものでございます。

内容の詳細につきましては、この後、人権啓発課長が説明いたしますので、よろしく御審

議の上、採択賜りますようお願いを申し上げます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。人権啓発課長。

人権啓発課長（増田好宏君） おはようございます。

それでは、今回提案の議案につきまして御説明を申し上げます。

議案第44号、工事の請負変更契約締結の件についてでございます。

契約の目的、平成28年度笠置町笠置会館耐震補強改修及び大規模修繕工事。

契約金額、変更額546万4,800円、うち消費税額40万4,800円、変更後の契約金額は5,810万4,000円、うち消費税額が430万4,000円となります。

変更に伴います工期でございますが、平成28年12月28日から、完了が平成29年1月20日となります。

内容につきましてでございますが、平成28年9月14日に議決をいただきました工事請負契約の一部を次のとおり変更したいので、議会の議決を求める。

議案書3枚目に添付しています説明用資料をごらんください。

記載上、直接工事費金額10万円以上のものを書いておりますが、そのうち主なものについて、工種、当初金額、変更金額、増減額、摘要の順に御説明いたします。

なお、上段の当初、変更、差引増減額は、直接工事費の額を記入しています。また、下段の色の薄くなっている数字につきましては、諸経費、請負減、消費税をおのおの計算し、丸めた数字を入れています。

それでは、アスベスト除去・処分、これは全額補助対象外でございます。当初金額はゼロ、変更金額334万円、消費税等込みの金額が500万円。これの摘要につきまして、当初アスベスト調査費のみの計上でございます。レベル1と判明しまして、除去と処分を入れています。

次に、玄関建具の改修でございます。当初は193万円、諸経費、消費税等込みで300万円、変更金額が69万3,000円、諸経費等込みで100万円、直工で130万円、経費等込みで200万円の減でございます。これは、入り口ドアと一体構造の事務所横ガラス壁の改修を、入り口の自動ドアのみを改修しまして、事務所横は既成のものを磨いてきれいにして再利用しております。及び、飛ばしますが、安全管理費で109万円。これも同じくマイナス計上しております。これは、常設でガードマンを見ておりましたが、隣保館デイサービス事業でお年寄りが毎日通ってくる事業に住宅集会所を利用することによりまして、基本的に不要になりましたので、減額しております。

それにあわせて、1階手すりの改修。調理室、和室外のバルコニーのコンクリート製の手すりを支持鉄筋等の破損・老朽のために撤去しまして、新たにステンレス手すりに交換します。これが直工で62万7,000円で、経費等込みで90万円、外壁、内壁のクラックにつきましても、当初は13万7,000円、17万4,000円を見ておりましたが、クラック調査によりまして、隠れている部分のクラックが物すごくふえました。これによりまして、変更で67万8,000円、63万4,000円、経費込みで100万円、95万円という形でふえております。

先ほど安全費は説明しましたので、次の瓦屋根防水塗装改修、これも当初見ておりませんでしたが、調査の結果、塗装が薄くなっており、耐用が五、六年と判明しました。今回、足場のあるうちに塗装をやり直すという形で、直工で32万5,000円、経費込みで約50万円の費用増となっております。

その他工事につきましては、当初見ていた分の3万円が変更で80万円、経費込みで121万円程度ふえております。これは、おのおのの直工では数千円から10万円程度の数量増を集めたものでございます。直接工事費で367万3,000円がふえまして、それにかかります経費、請負減、消費税等を入れますと546万4,800円が今回の変更契約の額となります。工種の説明は以上でございます。よろしく御審議お願いします。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありますか。大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

先日の議会か運営委員会かはちょっとあれですけども、アスベストの関係で出ていましたけれども、例えば隣の児童館とか、他の笠置町が持っている館ではアスベストはどうか。その辺ちょっと1点だけお聞きします。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

前回、1日目の議会のときに、同様の町の施設について御質問いただいたと思っております。そのときは、細かい調査につきましては、次年度、本庁舎と産業会館については実施予定で、今、見積書等聴取しているところです。ほかの施設につきましては、細かい調査もできておりません。アスベストの問題が出てきましたときに、図面等での確認はされているようですけれども、それにつきまして、どうだったかという結果につきましては、児童館等は資料としては残っておりませんでした。

庁舎につきまして、前回の議会の後ですけども、当時の調査項目としては、庁舎全体に

についてはアスベストはないといいますが、調査はされていたようですけれども、今回、当初予算に上げさせていただき予定としていますのは、もう少し細かい項目を含んだものと考えております。

お聞きいただきました児童館等につきましては、言いましたように調査できていないようですので、今後、順次、必要があるのかなとは感じております。以上です。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。西岡君。

1番（西岡良祐君） 1番、西岡です。

この契約につきまして、1点確認しておきたいんですけれども、アスベストの除去・処分について、これはちょっと産廃等と違った法の処理方法というのが決められていると思うんですけれども、その辺で、この334万円の増額で全部ちゃんとした処分までできたという報告書とか、そういうものも多分義務づけられていると思うんですけれども、その辺もちゃんととった処理の仕方をやってもらえるようになっているのかどうか。その辺、再確認しておきます。

議長（杉岡義信君） 人権啓発課長。

人権啓発課長（増田好宏君） レベル3でしたら、近隣でも除去というか、処分までできるということを聞いているんですけれども、レベル1で、岡山県のほうまで搬送しまして、このレベル1につきましては、二重梱包をした上で物自体を固めてしまうという処分方法をとられるみたいで、最終処分地は岡山県ということで、調査の報告書等も全てそろえるという形で提出義務が入っております。以上です。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第44号、平成28年度笠置町笠置会館耐震補強改修及び大規模修繕工事請負変更契約の締結の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手全員です。したがって、議案第44号、平成28年度笠置町笠置会

館耐震補強改修及び大規模修繕工事請負変更契約の締結の件は原案のとおり可決されました。

議長（杉岡義信君） 日程第3、議案第48号、平成28年度笠置町一般会計補正予算（第5号）の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 議案第48号、笠置町一般会計補正予算（第5号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出総額14億2,368万1,000円にそれぞれ1,099万4,000円を増額し、歳入歳出総額を14億3,467万5,000円とするものでございます。

歳出は、総務費で有限会社わかさぎに対する維持管理交付金として1,099万4,000円を計上しております。財源は、全額ふるさと基金からの繰入金を充当しております。御審議いただき、御承認賜りますようお願いをいたします。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 失礼いたします。

それでは、議案第48号、平成28年度笠置町一般会計補正予算（第5号）の件につきまして御説明を申し上げます。

議案第48号、平成28年度笠置町一般会計補正予算（第5号）の件。

平成28年度笠置町一般会計補正予算（第5号）を地方自治法第218条の規定により提出する。

平成28年12月20日提出、笠置町長、西村典夫。

それでは、7ページの歳出から御説明をさせていただきます。17款繰入金、1項基金繰入金、4目ふるさと基金繰入金、1節ふるさと基金繰入金で、有限会社わかさぎへの維持管理交付金といたしまして1,099万4,000円を繰り入れするものとして計上させていただいております。

次に、8ページの歳出でありますが、2款総務費、1項総務管理費、6目企画費、19節負担金補助及び交付金で、いこいの館の入館者の減や機械器具などの修繕に伴い、今回、運営管理委託料などの運営管理費で561万5,000円、そして源泉揚湯ポンプの取替え、吸冷温水機の修理、それとゲートボール場の柱の塗装などの修繕費といたしまして537万8,973円、運営管理費と修繕費合わせまして1,099万3,973円で、有

限会社わかさぎへの維持交付金といたしまして1,099万4,000円を計上させていただいておるところでございます。

なお、当然のことではございますが、今後、委託契約しております2業者と今まで以上に連携を密にする中で、打ち合わせを行い、取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。以上です。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありますか。向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

今回、わかさぎに対して維持管理交付金を町の財政から出すということで計上されていますけれども、今現在、温泉施設のいこいの館は赤字ということで、こういう事態にもなっています。この補正を組んでも、すぐにまた赤字経営となって経営が行き詰まるのではないかと危惧されるんですが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。答弁を求めます。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 向出議員の質問にお答えをいたします。今回、大きな交付金をお願いすることに当たり、非常に申しわけなく思っております。この1年間におきまして、修繕費がかさみ、1,200万円ほどの修繕費がかかってしまい、そのことが運営に大きな圧迫をいたしまして、その分が赤字になってしまったということでございます。

修繕費を除いて考えますと収支は一応とんとんぐらいになっておりますけれども、工事費について大きく圧迫をして、こういう結果になってしまったということで、理解をお願いするわけでございます。

今後におきましては、今、山本課長も言われましたように、コモンズ、土埃、わかさぎが一体となって経営改善に必死に取り組んで、このようなことのないように頑張っていきたいと思っております。以上です。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

いただいています資料では、月ごとの収支がありますけれども、プラスになっている月もあることにはありますけれども、マイナスの月が多いという状況にあります。今回の交付金、主な内訳としては、温泉業務を委託している株式会社コモンズに払う運営委託料が480万ほど未納となっており、そのことがこの中で大きく占めています。

今回の交付金を仮に可決されておろしたとしても、すぐに経営が行き詰まるということが心配され、資金繰りで問題が起きてくるのではないかというふうに危惧されるとお聞きをし

ています。もう一度、その点について明確に答弁をお願いいたします。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 私は、何度もお答えをしているわけですが、10月から新しい契約を結ばせていただきました。その内容につきましては、わかさぎにかなり有利な契約をしていただいたと私は思っております。特に、今まで入館者数にかかわらず1カ月200万160円を払っておったわけですが、入館者数に応じての支払いとなりました。これは大きくわかさぎの収支にプラスになることだと私は考えております。

また、10月から土埃さんも地元のベテラン料理長を雇われて、その結果、10月、11月におきましては57件の宴会、また12月は十何件の宴会もとられて、今までと違って活況を呈していると私は思っております。

これまで以上に3者力を合わせてPRなどに励み、さらなる経営改善に取り組んでいきたいと考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

今回の運営委託料は10月分までということで計上されています。11月の収支ももらっていますけれども、既に252万9,000円ほどの赤字というふうに手元の資料ではなっています。確認したいのは、この交付金をおろしても資金繰りは大丈夫なのか。すぐに行き詰まってしまって経営が成り立たなくなることはないのか。大丈夫なのだと考えているのかどうか、その点だけお答えをお願いいたします。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 今回、この交付金をいただくことになると、それまでの赤字は全てゼロになります。11月のお客さんの入り込み数、そういう売り上げのペースを見ていきますと、いただいた後では支払いは大丈夫だと確認をしております。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。西岡君。

1番（西岡良祐君） 1番、西岡です。

この問題につきましては、先ほど委員長のほうから報告がありました。あのおりであります。この補正については、今まで、私も議員になってから8年たちますが、この問題を何回となく繰り返してきております。いろいろ対策なり処置をやってきましたが、また依然として同じことを補正で上げてきて通すと。

向出議員もおっしゃったように、今ここの借金を支払ったところで、来月から本当に黒字

運営でいけるのかどうか。その辺を多分向出議員も心配していたと思うんですけれども、そういうことで、私は、ひとつ提案です。今回、この間から委員会の中でいろいろ審議させてもらっていますけれども、わかさぎ代表取締役として町長は改善対策を6項目ほど挙げておられます。こういう対策を打って安定した運営を図っていきたいということでありますので、私はこの辺でちょっと期限をつけてもらいたい。だから、あと6カ月ほど、この改善策を全てちゃんとやっていただいて、本当に黒字になるんやったら、それでよし。6カ月たってもまだ赤字が出ているというような状況やったら、もうほんまに閉鎖等も考えてもええんじゃないかという、そのぐらいの決断を持って取り組んでもらわないと、何回もこういう同じことの繰り返しになってしまうと思うんです。

そして、お客様離れの問題については、いろいろ検討委員会で申しましたので、ここでは言いませんけれども、もっと現状を踏まえて対策を打っていかないと同じことの繰り返しになると思います。

それと、もう一点要望しておきたいのは、有限会社わかさぎの体制を立て直してください。これは今、町長、社長が一人でやっておられる。担当者に企画観光課長を充てておられますけれども、こんな体制では、改善計画をしておられますけれども、これでやっていけるのかどうか心配です。そういう体制をちゃんと立て直してやっていただきたい。

当初、私は、地方創生の今年度やっている中でも意見を言いましたけれども、なぜ有限会社わかさぎ、いこいの館の立て直しの件がうちの地方創生の選択の中に入れられていないのかということをお前は質問したと思いますけれども、そういうこともありますので、これを本当に真剣にやっていくとするんやったら、そういう体制からまず考えてください。その辺、町長、どうですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 体制については、私も大分問題があると考えております。今、私は代表取締役1人ということでございますし、事務を担当していただいていますのも企画観光課長ということでございます。課長におかれましても、自分の仕事を持ちながら、いこいの館の経理をしていただいている。そこら辺には、すごくしんどさや無理が生じている、そのように感じております。やはり専門的にわかさぎの経理を担う、また土埃やコモンズさんを日常的に指導できる人が、私はこれから必ず必要だと思っております。その方を職員として派遣するのか、また民間の方を雇っていくのか、その辺はまた考えながら、早急に新年度からでもそういう体制で築き上げていきたいと思っております。

また、いこいの館に対する取り組みでございますが、将来的には改修や、2階のあいている部屋をどのように活用していくか、そういうことは特別委員会、また、いろんな方々と相談して進めていきたいわけでございますけれども、当面、PRの強化やポスターやチラシの配布やイベントの開催など、すぐにできることはすぐにやっていきたい。そういうことを考えております。

何月までにどこをどうするかということではなくて、コモンズさんとされても、土埃さんとされても、できるところからやっていく。そういうことでやっていきたいと考えております。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

ふるさと基金が、わかさぎ維持管理交付金として使われていると思うんですけれども、今のコモンズさん、経営に携わるようになってから8年、直になってから3年と聞いています。もともとふるさと基金というのは、わかさぎの交付金だけに使われるものではないと思うんですけれども、例えば赤字が出始めて、とんとんとは言われましたけれども、これからわかさぎ維持交付金、いこいに使われてから、そのときのもともとの残金が幾らで、今までどれぐらい使われて、今、残金が幾らかというのは教えてほしいんですけれども。

議長（杉岡義信君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） これまでいこいの館に交付金として約1億8,000万円ほど出ております。そして、現在の基金につきましては1億4,300万円ほどの残金となっております。以上です。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

先ほど町長は、収支がとんとんと言われましたけれども、ここ10年ほどで1億8,000万使われているんですよ。平均で年間1,800万となります。普通とんとんというのは、維持管理費まで入れて収支がプラマイをとんとんと言うと思うんですけれども、その辺の見解をお願いします。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 申しわけございません。修理代とかそういうものを除けば、収支は大体とんとんで今、推移をしているということでございます。修理代が高くつき、それが圧迫して赤字になっている。そういうふうな現状でございます。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

マイナスが出た分を交付金という形で埋めていけば、全てがとんとんになることになりま
すよね。残金が1億4,300万ほど、でも平均で年間1,800万使うんやったら、あと
数年で尽きてしまいますよね。これに関しては、どう思われますか。もう交付金なしでやっ
ていける状態になるんですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） これから将来にかけまして、例えば大改修するとか、また大きいこい
の館をさま変わりしていく、そういうことに関しては、やはり基金からの交付金をいただい
なければならぬと考えておりますが、毎月毎月の運営につきましては交付金をいただか
なくても運営をやっているように、これから必死で取り組んでいく。そのように考えており
ます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

議案第48号、平成28年度笠置町一般会計補正予算の件について、反対討論を行います。

今度の補正予算は、いこいの館にわかさぎへの交付金をおろすものとなっています。町長
は、社長として責任を痛感していると、この間、発言をされ、誠実に対応していく旨の発言
をされていますが、この間の経緯を見ても、とても誠実な対応をされているとは言え
ない実態があると感じています。

例えば、ポンプ購入に対しても、緊急性があるということで、とりあえず契約をしていく
ということは理解できますけれども、いこいの館の委員に対して、資金を出してもよいと認
めていない段階で、ポンプの購入を決定された。そして、ポンプが壊れた時点で、すぐに委
員に対して連絡をとられるということもないまま、こういう事態になっている。そのこと
1つをとっても、私は不誠実だと感じています。

さらに、業者の入った3者の協議会を月1回ほど開いているというふうに回答されていま
したけれども、きのうのいこいの館の委員会では、実質的には2カ月に一度ぐらいの開催と
なっていると。温泉部門を運営しているコモンズさんも、毎月報告できるようにきちっと資

料はまとめていると言われていました。さらには、看板の設置等もすると言っていましたけれども、数カ月以上たってもされない実態があります。

こうしたように、しっかりと対応していくと言われてはいますが、誠実な対応をされていない実態を重く見て、今回の補正予算に対しては反対といたします。

議長（杉岡義信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。坂本君。

6番（坂本英人君） 6番、坂本です。

悲しいかな、まちの灯は消せない。苦渋の決断ではありますが、私は、この議案に賛成いたします。

理由といたしまして、僕が18歳のころ、初めてアルバイトをしたのが、この施設であります。そのころは整理券が配られるほどの繁盛店であったかのように覚えています。あのころできたことが、なぜできないのか。できないのには確実に確かな理由があるはずなんです。きのう行われた運営委員会でも、たくさんの指摘がありました。僕たち議員から見ても、たくさんの指摘、いわばクレームがあります。クレームというのは、企業において今後最大の武器になる、そういうものであるようにも捉えることはできます。だから、まだ何もできていないのが現状じゃないかと僕は思っています。

たくさんの公金が流れ、皆さんの血税がここに流れていることは、確かな事実です。とはいえ、今、次にあるコンパクトシティだとか、新しい流れの中に、このまちのへそであるいこいの館が灯を消すことは、どうしても僕としては考えられない。本当にラストチャンスだと思って、真摯な経営を明確な数字であらわせるほどの努力を今回していただきたい。それを切に思い、賛成討論にさせていただきたい。そう思います。

議長（杉岡義信君） 次に、原案に反対者の発言を許します。大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

私も議会をやらせていただいて反対討論をするのは今回初めてなんです。それだけの決意を持って今から申し上げます。

まず、町における財政規律、将来的な人口等から申し上げると同時に、もう一点は地方自治法上の問題点について、2点について申し上げます。

まず、財政規律についてですが、平成サンジュウ年にふるさと基金は3億余りありました。今現在は1億4,000万余り、この基金は、運動公園にも条例では使われます。運動公園に何かあれば、またそこにも使う基金にもなります。先ほど西君がおっしゃったように、わかさぎだけではないというのは、そういうことだと思います。

そして、今回、今1,099万ですか、なければ、あと残り1億2,000万余りです。先ほど commons のことも言いましたけれども、やはり、いこいの館はもう20年がたちます。大規模改修もやらなければならない。1億円なんていうのは、あっという間になくなってしまふと思います。そして、この基金は、大規模改修をしなくても今のままでいくと、先ほど西君からもありましたように数年でなくなります。なくなれば、一般会計から本当に2,000万近くの金を毎年補填しなければならない状態が続くと思います。

そして、笠置町の予算を見ると、平成29年度の予算は27年の人口、国勢調査によって、速報値は1,369人ですが、地方交付税が算定されます。22年の国勢調査で当時は1,650人前後おられました。22年の国勢調査より約300人の減少となります。そうすると交付税が大きく減額をされると思います。28年度の当初予算の交付金では6億5,000万ぐらい、単純に計算すると5億3,000万になります。29年度は1億円余りの減少となります。この交付税については、今、地方創生の関係で総務省と財務省はせめぎ合いをやっておりますが、まず減ってもふえることはないと思います。

そして、この前ちょっと言いましたけれども、ゴルフ場の利用税の関係ですけれども、町税の3割を占める中、今年度4,200万円を見込んでおられるが、ゴルフ利用税は昨年11月に1,000円から750円にされたことにより約1,000万円の減少が見込まれます。税収入は大きく落ち込むこととなります。そして、ゴルフ場を取り巻く状況というのは、少子高齢化でよくありません。いずれ2020年の東京オリンピック・パラリンピックが開催されれば、本当にこのゴルフ利用税が廃止になる可能性もあります。

そして、今度は人口問題ですけれども、2040年には888人と予測されております。京都府は本年9月1日現在1,325人と推定されております。また、笠置町というか、全国でもそうなんですけれども、2025年問題が迫ってきています。それは、少子高齢化に伴い、団塊の世代が75歳を迎えると、社会保障費、医療費、年金問題、そして人口減少に伴う水道、し尿処理、ごみ問題等の問題が差し迫っています。また、インフラ整備なども考えられます。

今、立ちどまって、このいこいの館が本当にどうあるべきか、こういった状況から真剣に必要に迫られます。本当に先ほどから出ていますように、この予算を通して黒字経営になるとは思われません。西村議員が平成22年8月24日の特別臨時議会で、簡単に申しますと、5,000万円を補填されたときは赤字の穴埋め、今回の3,200万円は今までの赤字を埋めるものだけ、これからの運営資金を全然見ていない。9月から真剣勝負が始まる。1カ

月で今までの赤字体制を抜け出し、1カ月で黒字体制にできるかと、当時質問されております。まさしく今回、特別委員会を4回開催しても何ら黒字体制の戦略が見えてこない。当時西村議員がおっしゃることは本当に重いことだと思います。

そして、次に……。

議長（杉岡義信君） 大倉さん。

5番（大倉 博君） わかりました。簡単に言います。

議長（杉岡義信君） 大倉さん、それは構わへんけれども、一般質問の中に、いこいの館のことと書いてあるから、それで言うてもうたら。

5番（大倉 博君） それはまた全然別のこと言います。

そして、待ってください、地方自治法上の問題について。

議長（杉岡義信君） それで、前のことはもう言いなさんな。今のことを。

5番（大倉 博君） ああ、そんなことは言いませんよ。いや、議事録とかをやっぱり見るということも大事なんですよ。

そして、地方自治法上の問題点について言います。

地方自治法第119条では、町の専決処分とあります。今回のポンプ修理に関して、議会の採決が終了していないのに修理が完了していることについて、町の裁量権が認められるかどうかです。私は、これは裁量権はないと思います。そして、町の裁量は、議会が成立しないとき等、これは地方自治法第113条の議員定数が足りないときなど、会議を開くことができないときなどは、町はその議決をすべき事件を処理できるとあります。

例えば、今回、ポンプの修理400万円余りを、これは町としてじゃなくて、わかさぎの社長としてやられた場合には、今回この予算をわかさぎの社長としてやられた場合に、400万円はわかさぎとして処理されたいかがですか。そういうことも考えられます。

そして、地方自治法上、第222条、住民監査請求にたえ得るかどうか。また前のことを言ったら怒られると言いますけれども、これは大事なことです。平成22年8月24日、臨時議会、西村議員は、20年9月、5,000万円補填、2年足らずで3,200万円の補填、合わせて町民1人当たり12万円の負担。次の段階に進むまで、今までの総括、また、こうなってしまった責任の所在を町民の皆様にも明らかにされる必要があるとされています。そして、今度の3,200万円の補填が失敗したら、町長を初め認めた議会で弁償しなさいという厳しいことを言われる方もいる。重い責任がかかっている。町長、その辺はどのように考えておられるのかと質問されております。本当にそうなんです。我々も、なぜこの地

方自治法の問題を出すかということ、議会で認めた、弁償しなさいと。あとは、やっぱり住民監査請求なり、損害賠償請求のことも考えられます。本当に厳しい状況のことも考えられます。

以上、財政規律の問題と地方自治法上の問題点について申しましたが、この懸念から、残念ながら反対させていただきます。

議長（杉岡義信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第48号、平成28年度笠置町一般会計補正予算（第5号）の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手多数です。したがって、議案第48号、平成28年度笠置町一般会計補正予算（第5号）の件は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩します。

休 憩 午前10時28分

再 開 午前10時39分

議長（杉岡義信君） 休憩前に引き続き再開します。

議長（杉岡義信君） 日程第4、一般質問を行います。

質問時間は、議員の持ち時間を30分以内とし、答弁の時間は含みませんので、申し添えます。

質問及び答弁は簡明にして、通告以外の質問はしないでください。一般質問は通告制ですので、関連質問は許可されません。

1番議員、西岡良祐君の発言を許します。

1番（西岡良祐君） 1番、西岡です。

私のほうから、3項目について一般質問をさせていただきます。

まず、1項目としまして、地方創生事業の進捗状況についてお伺いいたします。

今年度、地方創生加速化交付金事業を今鋭意推進しているところであります。これは、12月になり、あと3カ月ということになってきております。その状況の中で、次の3点についてお伺いいたします。

まず1点目は、加速化交付金事業には9件の事業が上げられております。これのまず進捗状況を説明願いたい。

それから2点目、推進している事業が平成29年3月末で完了しなかった場合、どういう処置をとられるのか。例えば、今やりかけている事業が途中で、まだ完成できていないということになれば、交付金はどうなるのか。その点をお伺いします。

それから3点目、この事業はプロジェクトチームを設置して進めておられるわけですが、全体を管理、統制している人は町長以外におられるのかどうか。その点についてお伺いいたします。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 西岡議員の質問にお答えさせていただきます。

平成27年度に制定いたしました笠置町まち・ひと・しごと創生戦略に基づき、目標とした数値を平成31年度に実現していくための具体的な事業の取り組みを今年度やっております。大きなテーマを4つ掲げて今取り組んでいる最中でございます。

進捗状況につきましては、担当課長から御答弁させていただきます。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

それでは、西岡議員の御質問にありました進捗状況について御報告させていただきます。9件といたしますのは、他の自治体との連携事業の2件を含みまして9件となっております加速化交付金の事業です。連携事業が2つありまして、インバウンド観光事業、それから、お茶の京都のDMO地域活性化推進事業ですけれども、インバウンド観光事業につきましては、5月に体感日本という形でお茶の京都を含みます自治体で台湾のほうへ行きまして観光PRをしております。JR西日本さんの御協力を得ましてラッピング車両を今現在作成中で、これが2月もしくは3月に出発式を行う予定で日程調整等しております。

お茶の京都のDMOの推進事業につきましては、これは京都府さんを中心に進めていただいている事業で、3月末に完了することとなっております。

単独事業として、1つ目、まちづくり会社の創設ですけれども、御承知のとおり、町、それから商工会、観光笠置さん、それから一般の事業者さん、個人の方からの出資をいただき、8月に設立をしております。

商店街の再生整備につきましては、商店街地域の空き店舗等の改修等を考えておりましたが、今それをJR笠置駅に集中させまして改修をしております。工事の入札を今月中に行い

まして、3月末の完了を目指して年明けから工事着工を進めることとしております。

特産品開発につきましては、業務委託終了後、パティシエの方とか、それから委託先の事業、団体のほうから、料理講習会等を既にもう10月、11月から開いていただきましてレシピ等を作成していただいています。12月の鍋フェスタのときには、その団体でつくられたポトフというものが優勝されたということもございます。

続きまして、サテライトオフィスの整備ですけれども、6月の議会におきまして予算を議決いただきまして、物件は確保いたしております。設計に入りまして、こちらも駅舎と同様、今月に入札を行いまして、年明けから工事着工、3月末には改修完了というスケジュールで進めております。

お試し住宅の整備ですけれども、これはちょっとまだ事業着手に至っておりません。移住・定住を進めるための物件のほうを当たっていたんですけれども、ちょっと事情でなかなか前に進んでおりませんで、改修につきましては、大きな改修というところもない物件を探しておりましたので、今月中に当てを決めまして、どのように3月までに進めていくかを中で協議をしているところです。

大学との連携事業につきましては、もう既に年度当初から京都の教育大さんとかと連携しながらしておりまして、サテライトオフィスのところにもフィールドワークという形で入っていただいておりますし、特産品の開発にも大学側としてかかわっていただいているということで、これも3月末には業務が終了することになっております。

最後のまちづくりプロモーションの制作ですけれども、御承知いただいておりますとおり、住民の方、いろんな方に御参加いただきながら、本格的な撮影が12月10日から始まって18日で終了いたしました。12月11日には、住民の方にたくさん参加いただきまして笠置音頭の撮影も終了しております。2月に完成予定と聞いておりまして、3月、4月ぐらいには住民の方に試写会をさせていただくということで今進めているところです。

また、FM京都さんのほうでも笠置のプロモーション、この映像の宣伝も含めまして、笠置町のPRも進めておりますし、全ての事業の3月末までの完了を目指して、今、職員、それから住民さん、団体、いろんな方とも取り組みを進めているところです。以上です。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） もう一つ御質問いただいております3月末までに完了しなかった場合はということですが、今申しましたように3月末までの完了を目指して取り組んでおります。完了しなかった場合ということは想定してないんですけれ

ども、万一、完了しなかった場合は、交付金が今、前払い金として概算払いとしていただいておりますので、返還請求されるという可能性もあるかとは思いますが、そういうことにならないように、今、事業を進めているところですので、御理解いただきたいと思ひます。以上です。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） この事業を進めるに当たり、各課から1名ずつ企画観光課に地方創生担当として兼務の辞令を交付いたしました。6名の職員が専門チームとして頑張つていただいております。各事業を担当していただくのに班をつくつて取り組んでいただいております。その中に一人の総括、リーダー的な者が存在しておりますが、その者も班に入つており、事業の取り組みなどで全体をし切れぬ部分も発生しているのも事実でございます。それをどうやってカバーしていくかということにつきましては、主管している担当課長が指導している。また、場合によっては、私のトップダウンも含め指導してやっておる現状でございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1番（西岡良祐君） 1番、西岡です。

それでは、まず3月末で完了しなかった場合はどうなるのかという質問の中で、今のところ全部3月末で完了できる予定やということやね。

先ほどの説明の中で、お試し住宅整備、これだけはまだ何か余り進んでいないような状況でしたけれども、これも3月末までにできると思つておられるわけですか。ほんなら、それはよろしくお願ひします。もし、これをやりかけていてできなかった場合は、どうなるんですか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

事業に取りかかつていて完了しなかった場合ですけれども、もちろん3月末までに完了するように進めてはいきますが、実績報告等の中で認められなかった場合は、返還ということになるかと思ひます。残りは単費で進めていかないと、途中でそこまでで終了というわけにはいかぬと思ひますので、そういうことも含め、できる限り3月末までに事業完了するように今、皆、先ほどの専門チームもプロジェクトチームも取り組んでいただいているところですので。以上です。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1番（西岡良祐君） 1番、西岡です。

私が聞いているのは、もう手かげていて発注するような契約とかをしておいて、それが延びた場合にどうなるのかなと思って心配しておるんやけれども、そういうことにさせないということやね。頑張ってください。

それと、もう一点は、9月末にまちづくり会社を設立されましたね。ほんで、9月30日の日に何か部会を開いて、今度どういうふうにやっていくかという事業計画とかを立てられるということを前の9月議会で聞いていましたけれども、その後のまちづくり会社の活動とどうか、今現在はどうなっているのか。それをお願いしたい。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

西岡議員のまちづくり会社の件について御答弁させていただきます。

8月19日に設立いたしまして、おっしゃいましたように9月末で一旦出資者の方全員に参加いただきまして、まちづくり会社の事業部会というものを開催させていただいております。その中で、まちづくり会社として、まちおこしについてもどういうことに取り組んでいくかというものを事業部会の中でいろんな意見を出していただいております。

今回、町が駅舎での商業施設の部分の募集もしておりますし、そこでの事業部会といえますか、株主さんとしての出店ということも、その当時は検討事項にもありました。実際、その後、なかなか事業部会も開かれないまま、10月に一度開いたままで、とまったままではあるんですけども、今後また取締役会、それから事業部会等を開催いたしまして、どのような取り組みができるかということまちづくり会社の中で検討していただけたらという思いで、取締役の方々とはお話をさせていただいております。

また進展がありましたら、町も出資している会社でありますので、議会の中でも御報告させていただける機会があるかと思っておりますので、そのときはよろしく願いいたします。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1番（西岡良祐君） それでは、地方創生の中で、もう一点お伺いします。

先日の補正予算の中で、企画費でサテライトオフィス整備事業工事設計、それからJR笠置駅合築工事設計業務委託ということで、これは約400万、500万ほどの補正を出されました。そのときにも質問してはいますけれども、この整備事業の工事設計監理委託とか、こういうものは当然当初から予算として見ておられたわけじゃないんですか。どういう点でこの補正を出されたのか。その辺の説明をちょっとお願いします。

議長（杉岡義信君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 失礼いたします。

工事にかかってからの管理につきましては、当初の予算の中に含まれておらなかったのも、今回補正をお願いしたところでございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1 番（西岡良祐君） 1 番、西岡です。

設計業務とかそういうものを当初から見なかったというのは、大体おかしいんじゃないんですか。そういうものは当初から見とくべきじゃないですか。

それと、3 点目にお伺いしたプロジェクトチーム、設置してやっているんですけども、先ほど町長はプロジェクトチームで班を構成してやっている。それはもう前回から聞いております。私が質問しているのは、町長は当然、最後、全体を見ているわけですけども、その前段階で、プロジェクトチームの各班に分けてやっているやつの全体を統制、管理している人がおられるのかどうか、お尋ねしています。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 主管している担当課長が総括をしております。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1 番（西岡良祐君） 主管している担当課長というのは企画観光課長になるんですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 企画観光課長でございます。

1 番（西岡良祐君） わかりました。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1 番（西岡良祐君） そしたら、次の質問に移ります。

第2 項目、定住自立圏の推進状況についてお伺いいたします。

これは、平成28 年10 月に定住自立圏形成協定書を伊賀市と締結されまして推進されているところであります。3 点についてお伺いします。

まず1 点は、推進協議会幹事会を置いて、各町村の主管部課長が参加しまして、共生ビジョンの内容の検討、調整をするということになっております。今、笠置町として、どういうことを検討しておられるのか、その内容についてお伺いいたします。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） ことし10 月に伊賀市と定住自立圏形成協定を締結し、これから具体的な個別の取り組みについて各担当課で検討、調整して、共生ビジョン懇談会で策定をしてま

います。現在のところ、共生ビジョン懇談会が発足したところでございます。内容につきましては、生活機能の強化にかかわる取り組み、結びつきやネットワークの強化のための取り組み、経営マネジメント能力の強化の取り組みでありまして、具体的な取り組みの内容は27項目ありますが、笠置町はこれまでの担当者会議で取り組みが可能とする事業を16項目挙げております。これらにつきまして、これから詰めていく予定となっております。

二次救急体制や高齢者の施設の入所、施設の相互利用、広域観光事業、空き家の利活用、文化・スポーツの交流などを重点的に取り組んでいきたいと考えております。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1番（西岡良祐君） 2点目ですけれども、共生ビジョン懇談会、これは前回、先日行われております。そういう中で、今、笠置町としては2人の委員さんが笠置町代表で行っておられます。この笠置町代表という2名の方、これは普通やったら私は笠置町長の委嘱で行っているんじゃないかと思っておったんですけれども、どうも伊賀市長というのか、懇談会の会長の委嘱を受けておられるように聞いておりますが、その辺はどうなっているんですか、町長。

議長（杉岡義信君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） ただいまの西岡議員の御質問にお答えしたいと思います。

定住自立圏構想の体制で、御承知のとおり、定住自立圏の推進協議会というものが設置されております。その構成につきましては、市町村長及び副市町村長と市町村長が指名する者で構成されております。そして、その中で互選によりまして伊賀市長が協議会長となっております。

そして、その協議会におきまして、伊賀・山城南定住自立圏共生ビジョン懇談会設置要綱というものが定められております。その要綱の中で、委員は市長が委嘱するということが明記されておりますことから、笠置町からの委員につきましては、町長が推薦し、それに基づきまして市長の委嘱となっております。以上です。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1番（西岡良祐君） わかりました。町長が推薦して協議会の会長の委嘱ということになっているんですか、これは。協議会というのは、別に町長とかは参加されて協議会やらを構成されていますね。地域共生ビジョン懇談会というのが別にあるわけでしょう。この懇談会の中で、いろいろ内容とかそういうものを検討して決められるような構成になっておるんですけれども、そういう笠置の代表を決めるのに、一応、町長がほんまは委嘱をして行ってもらおうというのが妥当じゃないかなと思うんですけども、そういう構成になっておるのやったら、

町長がそやから推薦して出したということですか。そういうことでお伺いしておきます。

それで、2名の代表の人が行ってもらっておるんですけども、町行政と懇談会委員とのビジョンの内容の検討とか調整、その辺は十分やっていく必要があると思うんですけども、今までに委員さんと行政との内容のすり合わせ、そういうものを何回持たれましたか。

議長（杉岡義信君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 委員さんとの打ち合わせということで、先日、第1回の検討委員会におきまして、これまでの取り組みや趣旨を説明させていただいた中で、また町のほうでも、これまで各課がどういったことに取り組むことが可能であるといったところのお話はさせていただいております。そして、日程調整する中で、あさって、22日に委員さんと町長、また各担当と協議を行うということで予定をしております。以上です。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1番（西岡良祐君） 1番、西岡です。

これは、懇談会の中でいろいろ検討されるんで、当然、代表である2名の委員さんには、十分笠置町の内情、それから要望、そういうものを伝えておかないと、向こうで懇談会の場で意見を言ってもらえないと思いますので、これは22日にまたやられると思いますけれども、ぜひ十分綿密に調整をとってもらうようお願いしておきます。

それでは、次の3項目めに移ります。3項目めは、行政の組織体制についてお伺いします。

笠置町は、現在、副町長は空白であります。参与も9月末で退職され、現在、空白となっております。その中で、先ほども出ていましたけれども、相楽東部連合におきましては参与会というのがありまして、これは先日の議会でも総務財政課長が参与として出席されておりました。それから、今回の定住自立圏の協議会委員、これにも以前は参与が入っておられました。これは今現在どういうふうにされているのか、ちょっとお聞きしたい。

それと2点目は、町長は現在、有限会社わかさぎの社長を兼務しておられます。そして、先ほど出てきましたまちづくり会社の社長も兼務している。こういう中で、私の見た目からは、ちょっと中身が、仕事がうまく回っていつていない。ちょっと負荷がかかり過ぎているのではないのかなという感じを受けております。この状況の中で、いこいの館の特別委員会でも申しましたけれども、組織の体制をどういうふうに町長は変えていこうと思われているのか。その辺をお聞きしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 西岡議員が指摘していただきましたことについては、本当に真摯に考え

ております。参与が9月で退職され、特別職は私1人となっております。言われるように、今、まちの将来を大きく左右する大きな取り組みが続いております。やはり体制をきちんと整えて対処していかなければなりません。

あげくには、それは町民の方に迷惑につながる、そのような思いを持っております。

府にも相談させていただいておりますが、年度途中でなかなか難しいのが現状でございます。しかし、来年4月からと言わず、一日でも早く体制を築き、当初予算編成にも加わっていただけますよう今も話を進めている段階でございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1番（西岡良祐君） 考えているということは聞いておりますけれども、本当にせっぱ詰まっていますので、いこいの問題もあるし、懸案事項はようけ残っていると思いますし、地方創生の事業は先ほど総務財政課長のほうから順調に3月末までにはいけそうな報告を受けておりますけれども、何か私が見ている中ではちょっとうまいところっていないところもあるんじゃないかなという感じがしております。町長、もっと積極的にやっぱりその対応をしていかんと、府のほうへも十分そういうこともお願いしてやっていかないと、これが3月になってからお手上げやというようなことになっては、せっかく交付金をたくさんもらってやっていますので、有効に使うようにということは、もう以前から言っていますけれども、その辺はよう考えて体制の強化を早く手を打っていただきたいと思います。ひとつそういうことを要望しておいて、私の質問を終わります。

議長（杉岡義信君） これで西岡良祐君の一般質問を終わります。

2番議員、西昭夫君の発言を許します。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

すみません、初めての一般質問になるので、失礼なところがあればお許しください。また、進行に不備があれば、とめて指摘いただければありがたいと思います。

空き家対策について聞きたいんですけども、何でこうなったかという、消防団とかをやっている、どんどん消防団員が少なくなっていく中で、ある日突然、消防活動ができなくなるというのを経験しているんです。このまま町民が減っていったら、ある日突然、何か全てのことができなくなることもあるのではないかという、ちょっと恐怖にも近い思いがありまして、今回このことを取り上げさせてもらいました。

そのときが来るまで、ほとんどの人が気づかないんです。消防団でも、ある日突然、何かができなくなるまで、気づかないことが多いので、今の時点でどうにか町民の人口減少を食

いとめられれば、あるいはブレーキをかけられればと思って、今回この質問をさせていただきたいと思います。

現在、空き家バンクについて、町として空き家、更地をどのくらい把握されているのか。あと、何軒登録があるのか、申し込み、順番待ち、その他、現在まで何件の登録があつて、何人の入居があり、何人が出ていかれたというところをお聞きしたいんですけれども。

議長（杉岡義信君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 失礼いたします。

順番がまちまちになるかもわかりませんが、よろしく申し上げます。

空き家につきましては、区長さん等々の協力も得て、一緒に回ってもうたりした中で、現在73戸の空き家があるというふうに把握しております。それにつきましては、失礼な言い方かもしれませんが、もう住める状態ではないような空き家、そして、まだ少し手をかけて住めるような空き家、そういったもの全て含んでのことなんですけれども、73戸と把握しております。そして、更地については、申しわけないんですけれども、ちょっと把握はしていません。

それと、空き家への申し込み登録でございますが、今現在9件ございます。そして、これまで入居されました方が6件ございます。そのうち2件が転出されておまして、現在4家族の方がお住みいただいているという状況でございます。以上です。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

73戸の家があいていて9件の登録、空き家にもいろいろあつて、ある程度、カテゴリー分けすると、常時住んでいないが使っている、貸したいのに借り手がない、売りたいのに買い手がないという部分に、その他もあるんですけれども、問題なのはその他で、所有者の方が積極的に活用を考えていない場合があるんですけれども、貸し手側のまあ言うたら募集ですよ。いろいろと聞いてみると、簡単にざくっと、いろいろあつて難しいとは言われたんですけれども、笠置町では戸数がそんなにないんで、個々の対応で、例えば、貸す側が何が問題で何をクリアすれば貸し手になってもらえるのかというのに対応しているかどうかを聞きたいんですけれども。

議長（杉岡義信君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 失礼いたします。

貸し手側への登録に対するお願いでございますが、これまで担当職員が所有者の方に直接

お会いする中で、登録へのお願いをしに行ったり、また所有者の方の連絡先が当方でわからない場合は、区長さんや身近な人から連絡先を教えてもらう中で、その方をお願いをしている状況でございます。

そういった中で、やはり一番多いのは、まだ荷物を置いておると。極端なことを言うたら、倉庫がわりにそのまましていると。また、仏壇をそのまま置いている。それとまた、盆正月に墓参りに帰ってくるから、そのままあけて、そういった形で使用しているということが大半でございます。そういったところを直接お会いする中で確認をしているところでございます。以上です。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

73戸あって、ほとんどがそうなんでしょうか。全部聞き取りはされているんでしょうか。されていないんですね。わかりました。してほしいと思うんですけども。

進めていきますけれども、借り手側への対応なんですけれども、ほかの町村の人に聞いたんですけども、どうも笠置は対応が悪いと聞いたんですよ。何か来た人にはパンフレットを渡すだけ。ほかの町村では、実際に空き家まで行って、案内されたりしてて、そこで成約があったりとかいう成果を上げているとは聞いているんです。現在の町の対応について詳しく聞きたいんですけども。

議長（杉岡義信君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 借り手側への対応ということで、大半、電話や直接対面で対応させていただいているのがほとんどでございます。その中で、まず登録希望と申しますか、そういった方につきましては、登録されている空き家の状況や、また空き家バンクへの申し込み方法をそのとき説明させていただいております。

それで、登録いただいた方につきましては、直接物件を案内して見ていただいておりますし、また、その中で家の中も見たいという方におかれましては、所有者の方に了承を得た中で、中も見いただいている。そういった対応をさせていただいております。以上です。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

今度は補助金についてなんですけど、幾ら出て、いつの時点で改装をしておられるのか。改装をしてから空き家バンクに登録とか聞いたんで、その辺をお伺いします。

議長（杉岡義信君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） お答えさせていただきたいと思います。

改修につきましては、貸し手、借り手側、契約が締結した後に借り手側の意向に沿った形で改修をこれまでそういった形で進めさせていただいております。以上です。

（「金額は」と言う者あり）

企画観光課長（山本和宏君） 申しわけありません。改修費につきましては180万円を限度として実績として補助させていただいております。以上です。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

ここからはもう提案に近くはなるんですけども、空き家対策で成果を上げているところをちょっと調べると、成約した時点で貸し手側に報奨金なり、あと借り手側には税制等の優遇があるところが成果を出しているというふうに出てきたんですけども、その辺は町としてどういうふうにお考えでしょう。

議長（杉岡義信君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 税の優遇措置とかということでございますけれども、今現在そういうことは実績としてやっておらないんですけども、そういったことも含めまして、やはり移住に向けての事業といたしまして検討していくことも必要ではないかと考えておりますので、よろしくをお願いします。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

ぜひやれることはやっていただきたく検討をお願いしたいと思います。

それで、現在、町営住宅等の入居、空き家の状況についてお聞きしたいんですけども。ほかの町村で聞いたことがあるんですけども、ちょっと暮らしとって体験的にその町に数日から数カ月暮らしてみるというのがあるようです。それで要請があれば、町なり地元の人なりが町の案内をして、いろいろ取り組んでおられるようなんですけども、それはなぜかという、最終的に入居を決めるというのは、地元の人との交流で決められることが物すごく大きいところを占めるそうなので、町営住宅をちょっと暮らしとかに使えないかどうかをお聞きしたいんですけども。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） 失礼いたします。

ただいまの西議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず初めに、町営住宅の入居状況等についてお答えをさせていただきます。現在、町営住宅の管理戸数は全体で74戸となっております、現時点での入居数は49、空き家数は25、したがって入居率では66.2%というふうになっております。

町営住宅の空き家への入居募集につきましては、これはもう年間を通じて偶数月に入居の申し込みの応募を受け付けておるといような状況でございますが、現在のところ入居者を募集しておりますのは有市住宅の2戸のみというふうになっております。

御質問の趣旨の部分でございますが、移住希望者などに町営住宅を活用し一時的に笠置町に居住していただくような事業は行えないのかといったような質問の内容かと存じております。笠置町の町営住宅につきましては、公営住宅法という法律に基づき設置されております。したがって、入居者の資格でありますとか要件、こちらのほうが公営住宅法及び笠置町営住宅設置及び管理条例において規定をされておるところでございます。

その中でも最も基本的な部分といたしまして、公営住宅に入居できるのは、現に住宅に困窮していることが明らかであること、こういった要件が定められております。したがって、今回、御質問にございましたような用途に町営住宅を使用することは、できないものとなっております。

これはもう推測の話なんです、他の市町村とかでそういう実例があるというふうな部分につきましては、例えば公庫さんの住宅でありますとか、もしくは、その市町村が、公営住宅法に基づく住宅ではなく、例えば子育て世代を支援するための住宅とかいうようなものを設置されておる中で、それを活用しての事業ではないかというふうには推測されます。以上です。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

すみません。ちょっと質問の内容が伝わらなかったみたいで、町営住宅を使ってちょっと暮らしというのをやっているとは言っていないんで、今言われたとおり、空き家を使ってちょっと暮らしの体験をされているということなんです、町営住宅を使ってというのは、条例とかを変えるというのはできないのでしょうか。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） ただいまの御質問ですが、先ほど回答させていただきましたとおり、笠置町の町営住宅につきましては公営住宅法に基づき設置されている住宅になっておりますので、条例改正をするということは本来の公営住宅法の目的を変えてしまうことにな

りますので、それはできないということになります。以上です。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） ありがとうございます。

最後ですが、今まで言ったものに対してのほとんどの入り口というのが、多分、今はもうインターネットなんで、ホームページにかかわってくると思うんですけども、笠置町のホームページで、聞くところによると、いろんなものが更新されるのが遅いと聞いたんです。見てみると、やっぱり遅いし、古いがあるんですけども、職員の人に聞いてみると、余り積極的ではないと聞きます。何か業務内の仕事ではなくて業務外の仕事みたいに思われている、そういう節があるみたいで、実際に笠置町のホームページを見てみても、更新が余りない、遅い、魅力的ではないというところを見ると、少し努力が足りないのではないかと思います。

今回、空き家対策については、地元と協力していろんなものもしていかなあかんのですけれども、ちょっときょうの朝でプリントアウトしたやつがあるんですけども、登録番号1と書いて、交渉中となっているんです。これは、さっき一番最初に登録が9件あるって聞いたんですけども、今まで9件あって6件入居ということは3件あるはずなんですけれども、登録番号1、交渉中となって、どうも数が合わないんですけども、その辺はどうでしょう。

議長（杉岡義信君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 失礼いたします。

御指摘のとおり、若干更新できていない部分がございます。そういった中で、空き家バンクに対するホームページの中身につきまして、十分に今後、更新等をスムーズにするようにしていきたいと思っておりますし、また空き家バンクへの入り方といいますか、その辺についても、若干見にくいというか、入りづらい部分がありますので、スペース的なこと等もあるんですけども、例えばホームページのところでもバナーを張りつけるなどして、すぐに入っていくやすい、そしてまた見やすくなるような形で取り組んでいきたいと考えておりますので、そういうことで御理解をお願いしたいと思っております。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

ありがとうございます。

今のにまた関係するんですけども、前に更新されたのがいつかもわからないし、次に更

新しなのがわからないので、どのぐらいたっているかもわからないんですが、ほかの空き家バンクとかを見ると、まず写真が載ってあって、敷地面積何ぼ、建坪何ぼとかというので、いろんな情報が載っています。笠置の場合は、空き家バンクの利用申し込みの書類のところしか出てこないんで、それでは利用する人の情報としてはまるっきり足りないんで、その辺の努力はやっぱりしてほしいです。そやないと、今、このインターネットの世の中で、発信して当たり前で、発信してやっとスタートラインに立っていると思うんです。

だから、笠置町としては専門の部署を立ち上げてやるというのは、ちょっとしんどいかもわからないですけども、できるだけその辺は、一番効果が出るような事柄なんで、やってほしいと思います。協力できることがあったら協力していきますので、どうかよろしくお願いします。これで質問は終わります。

議長（杉岡義信君） これで西昭夫君の一般質問を終わります。

3番議員、向出健君の発言を許します。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

一般通告に基づきまして質問させていただきます。

まず、1つ目の大きな問題として、森林の安全対策についてお伺いをいたします。

どこでも個人所有の土地の森林が生い茂り、倒木等の危険性が大変問題となってきました。特に、住民の方からは、中央公民館の裏手の森林、市場から芝崎、さらに奥田にかけての森林の木々の問題を心配される声がたくさん寄せられています。この問題では、私自身もいろいろ要望を受けまして対応してきたわけですが、府のほうの対応は、なかなか民有地のことなので手が出せないという回答でした。そして、当町でも、そうした趣旨であることを御理解いただきたいということで、担当課長からはお話をいただいています。

しかし、11月30日には宇治の振興局に要望に行きましたけれども、そのときには町とともに所有者の方へ対応を話していくこともあり得るということで回答をいただいています。それで、これまでもいろいろされてきたと思うんですけれども、所有者の方に対応していただくということは、当町として、どういう取り組みをこれまでされてきたのか、そういう努力はされているのか、その点お伺いをしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） 失礼いたします。

ただいまの向出議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、森林等の樹木の伐採についてでございますが、御質問にもございましたとおり、や

やはり対象が民有地から生えている樹木であるならば、やはり一般的に土地の所有者が当然樹木の所有権も有することになりますので、これは所有者以外の方が勝手に伐採することはできないということで、京都府のほうの対応も、民有地の木であれば手出しすることができないといったような、そういう回答になったのではないかというふうに思います。

当該樹木で危険が及ぶ対象が例えば町が管理いたします公共施設等といったものであるならば、当然、施設の管理者として所有者に伐採等のお願いをするということになります。危険の及ぶ対象が個人で所有される建物等であるならば、これはもう当然、民民の話になってこようかと思しますので、まずは、やはり当事者同士でお話し合いなり伐採の依頼というふうなものをしていただいて解決を図っていただく必要があるものと存じております。

したがって、基本的に公共施設等に関する部分ですと行政のほうから所有者の方に依頼なりをするということにはなっておりませんが、それ以外のものにつきましては、まずはやはり危険を感じておられる方から直接、土地、樹木の所有者の方に依頼をしていただくという必要があるものと考えております。以上です。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

京都府森林の適正な管理に関する条例というのがあります。その第4条では、府の責務として、森林が荒廃により災害の原因となることがないように、森林の状況の把握や森林所有者などに対する情報提供、啓発、保安施設の整備等必要な施策を講じるものとしています。

これは、つまり行政は住民の命や暮らしを守る責務があるということも含んでいるのではないかと思うんですけれども、今の話、まず民民の話というのはわかるんですけれども、現在、もう差し迫った危険があり、木が落ちてきて、ガラスが割れて、身の危険を感じるという声が何人かの方から現実には寄せられているという状況では、民民の話というだけでなく、町のほうも積極的に所有者の方、直接できなくても情報提供とかをされていくべきだと思うんです。今の話ですと、まず民民でやってくれというふうにしかとれないんですけれども、町としては、もう全く動こうということではないということなんではないでしょうか。その点お伺いしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） ただいまの向出議員の御質問でございますが、京都府の条例のほうでございますが、それはやはり要適正化管理森林というものに指定をされた部分については、京都府のほうも指導ができるといったような形になっているかと思っております。

町が積極的にというようなお話ではございますが、まず、例えば当事者同士で問題が解決できないというような事例があるというわけでしょうか。どこまで行政のほう为民民のことに介入していくのかといった部分の難しさもあると思います。

例えば、山の所有者がどなたかわからないといったようなことで御相談なり何なりをいただいたというような場合には、所有者の方をお調べするといったようなお手伝いをさせていただくことは可能かと思いますが、樹木の関係とかになりますと、やはり民法とかそういうふうなものの中で、例えば隣接の土地から樹木が生えているといった場合、隣地の方は樹木の所有者に対して伐採してくださいということを請求することができるというように、たしか民法のほうでもなっておったかと思えます。

これが民法で規定されているという部分を考えますと、やはり、まずは民民で解決を図っていただくということが肝要ではないのかと、このように考えておるところでございます。以上です。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

そう言われますけれども、現実に事があってからでは遅いというのが私の思いなんです。京都府の振興局のほうに行ったときも、そういう対応もあり得るといふふうに府のほうも言われてますから、一旦お話をされて、そういう対応を少しでも検討する。住民のためにといふところで姿勢を示していただきたいと思ったわけですが、今の話ですと、そこら辺は難しいという回答しかありませんでした。

私自身も関係の府会議員の方も現地を見ていただきまして働きかけもしてきてますし、今後この問題については、本当に命にかかわる問題なので、府に対してもさらに働きかけを強めていきたいと思えます。これ以上、この場ではなかなかちが明かないと思えますので、この問題については一旦終わらせていただきたいと思えます。

そうしましたら、2つ目に災害対策の問題について質問をいたします。

1つは、避難場所の確保の問題という点についてお聞きをしたいと思います。

4月に起きました熊本地震では、避難所自体が被災して、そのことが避難所不足ということで深刻となりました。熊本では、指定避難所の益城町総合体育館もメインアリーナで一部のつり天井や照明が落下して使用不能になるという事態になりました。また、熊本市内で避難所に指定されていた中学校の体育館で、136校のうち損傷が激しい24校の体育館が使用禁止と、そういった事態に陥っています。

笠置町でも、いわゆる中央公民館は、裏手が急傾斜地ということで今後は閉鎖をしていく方向ということを示されています。しかし、そうなっていきますと、ますます避難所が不足してくるという問題が起きてくると思うんですけれども、避難所の確保については今後どのようにされていくのか、その点お伺いをいたします。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

向出議員の避難所の確保というところで答弁させていただきます。

現在、地域防災計画、27年度に策定いたしました。その中で、中央公民館はもう既にそこからは抜いております。現在、各集会所もそうですけれども、大きなものとしては笠置小学校の体育館、それから産業振興会館、それから今年度、今、改修しております笠置会館等を避難所としては大きめのもので確保できていると思っております。

笠置小学校につきましても、以前はつり天井でしたが、平成27年度に連合のほうで予算取りもしていただいて、改修もしていただいております。それから、小学校につきましても、トイレ、それからシャワールーム等も、そのときに避難所としても使いたいというところで大きな改修をしていただいておりますので、確保といえますか、避難所としての設備、施設については大丈夫かと考えております。

おっしゃいましたように熊本地震等もありまして心配もされるところかと思いますが、それぞれの住民さんの協力も得ながら避難所の開設も必要かと思っておりますので、まずはそういう大きな施設については大丈夫かと思っております。以上です。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

先ほども言いましたように、避難所として指定されたところが熊本の地震では実際は使用不能になったという実態があります。耐震基準というのはありまして、当然、耐震改修もその中でしていつているということで、対策はされているとは思いますが、こうした地震が実際あったときに、そうはいつても、こういう実態があるので、再度、避難所が本当に地震に耐えられるのかとか、安全な避難場所として本当に大丈夫なのかという点については、再検討を求めたいと思うんですけれども、その点はいかがでしょう。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

今言いました避難所につきましても、小学校の体育館は、もう既に平成27年度に耐震の

改修を済ませております。笠置会館につきましても、現在、耐震診断をした中で改修をして
おりますので、大丈夫だと思っております。産業振興会館につきましても、あそこの建設は
平成元年ですので、耐震基準を満たした建物と認識しておりますので、この分については大
丈夫だと考えております。

ほかの施設につきましては、各地区の集会所もそうなんですけれども、順次診断も必要か
と思っておりますが、もちろん危険区域にある集会所、建物等もございますので、それも含
めた中で、今後、順序立てといいますか、一度に全てはできませんので、順番に検討は、診
断、それから、それを受けての改修というの、必要な建物はもちろんこれから出てくると
思いますので、そこらも予算と考えながら進めたいと思っております。

先ほど言いました施設については、昨年度行ったものですので、基準を満たしていないと
いうことはないと思います。以上です。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

熊本地震なんかでも、実は新耐震基準を満たしたとされている建物でも、やはり被害があ
ったということが報告をされているという状況がありますので、再度また安全確保について
は検討を求めたいと思います。

それでは、次の点についてですけれども、住宅の再建の問題というのが、防災対策とい
いますか、災害対策については大変重要になってくると思うんですけれども、いわゆる応急仮
設住宅というのが必要になってきたときに、すぐに建設に入れる体制ができているのかどう
か、その状況について確認をしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

向出議員の確保というのは、土地の確保というところになるんでしょうか。体制といたし
ましては、防災計画にもしておりますように、災害救助法が適用された場合は町が京都府の
援助によりまして仮設住宅を建てていきますし、災害救助法が適用されない場合は町が仮設
住宅の建設なり住宅の修理を行うこととなっております。

また、場所の確保ということでしたら、運動公園等も考えてられますし、資材等というこ
とでしたら、防災計画の中では建設産業班というところで職員のほうも配置しますので、そ
の中で進めていかないといけないことは考えております。以上です。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

今、場所は運動公園等を見ているということで話がありました。建設課のほう等で対応していくということですが、この問題は結構大事な問題だと思うんです。現実には被災をして家が住めなくなったと。しかし、住宅がすぐに建設されないという事態になれば、熊本で問題になったように車中泊がふえたりして、健康悪化、最悪命を落とす危険もあるということで、この対策は本当にしっかりとシミュレートも含めて対応していただきたいということ強く要望いたします。

次の3点目についてですけれども、災害対策について、以前からいろいろ求めているんですけれども、いわゆる勉強会、学習会等、そういった形の開催を強く希望してきているわけですけれども、その点やはり本当に大事だと思うんです。というのは、いわゆる住宅耐震化の問題もなかなか進まないというところで、住宅耐震にも大分補助がついてきてはいるんですけれども、やっぱり高額な費用がかかるということで進んでいない状況があると思うんです。

しかし、命にかかわることですから、住宅耐震が例えばどういう効果があって、どれだけ大事なものかというの、やはりそういう勉強会等を通じて理解が進むことで、少しでもふえていくことも期待されるのではないかと。また、防災意識の高揚ということで、具体的に避難をどのようにしたらいいのか。そういった点も大事になってくると思うんです。

そこで、ぜひ勉強会なり、協議会なり、そういう学ぶ場という形を設けられないんだろうかということで、当町はどのようにお考えか認識を伺います。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

向出議員の御質問ですけれども、確かに防災計画の中でも防災知識の普及計画という形で規定はしております。住民の方を対象とした勉強会ということは、町としてはさせていただいてはいないんですけれども、各地区ごとに災害訓練だったり勉強会、ことしでしたら西部区さんのほうは消防署の方に来ていただいた中で勉強会をされたというふうにも聞いております。地区の中でされることに町としても要請がありましたら出席して、防災意識の普及に努めたいとは思っております。

実際、ことし避難訓練のほうも、今年度はまた行っておりませんので、そちらも課題かなというふう感じはしております。

勉強会ということではないですけれども、ことし7月、産業振興会館のほうでは、昭和

61年の災害から30年たちますので、当時のパネル展を実施していただきました。もう30年たちますので、大きな災害ということ風化させないためにも、また当時を思い出していただくためにも、いい展示をしていただいたというふうに思っております。

また、先ほどの各地区ごとでの自主防災組織というの、うちのほうには出てきてないです。区のほうでされる機会がありましたら、消防、消防団のほう等もそうですけれども、消火栓の使い方から、それから避難経路のほうから、避難の仕方とか自助・共助の部分も含めまして、要請がありましたら、こちらも出向いていかせていただきたいと思います。そこはちょっと町としても、なかなか住民の方を対象にチラシなり広報誌でしかお知らせできないところはあるんですけれども、そういう媒体以外でも要請がありましたら行く体制はとらせていただきますので、御理解いただきたいと思います。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

今の答弁の中で、避難訓練がまだちょっと実施できていない。それもちょっと課題かなということでありました。

これは要望ということですが、私自身も大分、防災関係、いろいろ想定したりするんですけれども、やはり一般的に大分、シミュレートするだけではなくて、実際の訓練をしていかないと、なかなか動けないんじゃないかということ非常に懸念しているんです。

仮にですけれども、ダムが決壊するなり、洪水が起きた場合なんかは、本当に時間との勝負ということがあったときに、例えば倒れている方がおられたら、やっぱり助けることを優先する可能性があると思うんです。ところが、自分の身を守ろうと思ったら、時間的には助けられないほうがいい場合もあるのではないかと、そういった葛藤とか、現実に出てくる可能性が非常にあると思うんです。その際に、やはり防災訓練等を通じて、または勉強会も含めてですけれども、よく住民の中で議論して、実際の訓練も通じてやっていかないと、本当に命が守れないんじゃないか。そういう本当に心配がありますので、ぜひ避難訓練のほうも実施の回数等もふやしていただいて取り組んでいただきたいと思います。

それで、最後、3点目の大きな問題について質問させていただきたいと思います。

3点目に、地方創生事業・まちづくりの問題についてです。先ほど1番目に西岡議員のほうからも事業内容について質問がありましたけれども、私自身も以前から資料の要求をさせていただいてまして、加速化交付金について、契約の形態、入札なのか、随意の形なのか、

契約の金額が幾らなのか、契約先はどこなのか、そして今、事業が実行中なのか、もう完了しているのか、未着工なのかということの4点について、加速化交付金全ての事業についてお答えいただきたいということで要望いたしていましたが、全ての項目については、ちょっとまだ回答が不十分な点がある資料しかいただいてませんので、それはきちっとしたものをいただきたいということを要望したいんですけれども、それ以上に事業の内容についても、もっと報告をしていただきたいと思っています。

それで、住民の方の何人かから、やっぱり何をやっているのかわからないという声がありまして、今回、映画の撮影については、不十分な点がありながらも住民の方とも一緒にやっていると思うんです。

地方創生というのは、まちづくりですから、やはり住民の方と一緒にいろんなことを進めていかないと、うまくいかないんじゃないかということが危惧されるんです。それで、何らかの形で報告をされるという予定はあるのかもしれませんが、本当に何をしているのかわからないという状況があると思いますので、例えば事業内容等も中間報告という形でも住民の方に知らせるような情報をきちっと出していくという手だてをとっていただきたいというふうに思っているんですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

向出議員の公表についての御質問かと思えます。

確かにプロモーション映像とかにつきましては、いろいろ広報もさせていただいたり、まちづくり会社の設立につきましても住民の方にお知らせさせていただいておりましたが、それ以外の事業については、なかなかそういう機会をこちらがつくらなかつたというのも事実であります。

加速化交付金の事業もそうですし、昨年度行いました先行型の事業もそうですけれども、PDCAという形で検証も必要になってきます。そういうことも含めまして、今後、ちょっと、おっしゃっていただきましたような中間報告という形で広報誌に掲載するなり、完了まで、ちょっと遅いかもかもしれませんが、そういう形で広報については考えたいと思います。以上です。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

今言われたように、やはり情報発信というのはきちっとやっていただきたいと思えますの

で、よろしくお願いをしたいと思います。

それで、地方創生について、総合計画も出されまして、目的は、そこには書いてあるんですけども、なかなか笠置町の目指す姿がわかりにくいなという声もいただいてまして、ちょっと目的についてお伺いをしたい点があるんですけども、今いろいろな取り組みをされていく中で商品、例えば特産品開発一つをとっても、これを地元のいろいろな農作物を使ってやっていくとかいう方向等があれば、地元の方の潤いにもなりますし、活性化につながっている面があるというふうには感じるんですけども、そういった点もなかなかどうなっているのかわからないという状況もありまして、大変進め方がまずいのではないかというふうに感じているんです。

それで、お聞きしたいのは、こうした事業を通じて、PRを中心に今考えているのか、それとも本当にこれで移住促進が進むというふうに考えておられるのか、その点ちょっとまず確認したいと思います。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 向出議員の質問にお答えをいたします。

創生事業は、基本的には先ほども申し上げましたように4つのテーマを抱えて目標数値を設定し、事業を展開しております。これらの事業の成果は、私はやはり人口を抑えていくことに寄与していくべきであるものと私は考えております。今やっている創生事業について、どのようなものかということをお聞きさせていただいていると思います。かいつまんで御説明を申し上げます。

まちづくり会社は、これは官民協働して公のような設定で小さくても少なくとも収益を上げて、それをまた投資し、地域の経済を回す。町全体が一つの会社と見なせるような位置づけをしていく。そのような取り組みをしていきたいと思っております。

サテライトオフィスにつきましては、そこから企業を呼び込んで商工の発展、またIターンを促していくものでございます。

駅舎改修につきましては、笠置の玄関口としてお客さんの迎え入れ、観光の発信の場として、また商業スペースにおきましては、新しい企業を迎え入れ、商店街の再生の突破口としていくものでございます。

まちづくりプロモーションにつきましては、プロモーションとドキュメンタリーの2本を制作しております。できるだけたくさんの方にかかわっていただき、郷土愛の醸成等まちの魅力を国内外に発信し、笠置を大いにPRしていくものでございます。笠置での撮影は終わ

り、来春に完成をしていただきます。ほかの事業にいたしましても、このような思いで取り組んでいるものでございます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

人口に寄与していくものにしていくべきということで答弁がありました。私自身もそう思うんですけども、サテライトオフィスでも、企業を呼び込んでということ言われているんですけども、ほかにも情報発信等とか移住相談事業をすとか入っているんですけども、例えばですけども、本当に仕事おこしでこれをやると。要するに、笠置町に住みながら、自宅にいながらとか、その場所にいながら仕事ができる環境整備を通じて、仕事おこしプラスその仕事をする方の移住・定住になるという位置づけがもっと明確にされていけばいいんですけども、何かそれもやるけれども、ほかもやるという施設で、本当にそのことを目指しているのか、それもできるけど、ほかもやるというようなことなのか。ちょっとわかりづらいなという点がありまして、一個一個の事業については、やはりこういう目標、どこまで持っていきたいのかとか、そういうことですね。

つまり、これをやることによって、こうなって、最終、こういう目標なんですということをもっと明確化していただいて、住民の方にもお知らせをして、だから、こういう取り組みなんですということで住民の理解も進めていただくということが本当に大事だと思うんです。自身がいろいろかかわっていても、やはり個々の成果なり個々の目標というのが、なかなかはっきりとつかめない状況に自身もありますので、そのことについてはしっかりとしていただきたいと思うんですけども、この点どのような認識でしょうか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

向出議員の御質問ですが、すみません、サテライトオフィスについてもそうですけれども、町長が先ほど言いましたように、2040年の目標人口を888人に持っていくといたしますか、減少を抑えるために、いろんな施策を考えた中の一つであります。笠置で仕事をされた方が、笠置がよかったと言っていただいて移住していただくのも人口増の一つかと思えますし、笠置の駅を使って情報発信した中で、笠置町がこういうところだとわかって移住される方もそうですし、反対に笠置町から出ていかれる人たちというのを抑えることも一つかと思えます。

そういう意味で今回の地方創生についても取り組んでおりますので、このことだけに一定、

決め打ちではないので、わかりにくいところはあるという御指摘やと思うんですけども、そういうことも含めた中で情報発信をしながら住民の方は御理解いただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

実は、まちづくり会社に出資している方から、まちづくり会社がどうなっているのかというふうに聞かれたことが現実にあります、かかわっている方、出資しているにもかかわらず内容がよく把握できていない状況にあるということがそれでわかったんですけども、やはりそういう事態も実際にありますので、情報発信は本当に考えていただきたいと思っています。

それで、観光事業について、ちょっとお伺いをしたいと思うんですけども、先ほど補正予算でも、いこいの館の交付金のことが議題として上げられまして、いこいの館の委員会も、この間、4回開いているということで、観光事業の目玉というふうになっているんですけども、大変赤が出ているという状態で、観光事業を進めることで人口がふえればいいんですけども、そうなる仕組みづくりにもまだまだなっていないと思いますし、このままでは温泉というおもてなしをただただしているだけなのかというふうにとれてしまうと。だから、観光事業の目指す方向性、何のために観光事業をするのか。例えば、PRなのか、それとも収益を上げていって、それで潤って、いろんな施策に使いたいという方向性を考えているのか。そこら辺が、すごく疑わざるを得ない状況も多々あると思っています。

この点については、当然いこいの館の運営一つとっても、大変厳しいというのはわかりますので、一朝一夕にはいかないだろうと思うんですけども、観光事業の目指す目的、何を目指しているのかという点については、やはりきちっと認識を示していただきたいと思います。その点いかがでしょうか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 観光事業につきまして、やっぱり基本には、にぎわいづくりをして交流を深めて、また笠置のことを知っていただき、できればIターンにつなげていきたい。そのような思いで取り組んでおります。その過程におきまして、やはり観光事業といいましても、何とか収益を上げていく。そのような方策も打ち立てていかなければならないと考えております。以上です。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

Iターンにもできればつなげていきたいという答弁がありました。ところが、温泉に来て、いいところだなということはわかるんですけども、例えば、そうであるならば、いこいのところで、空き家がありますよという情報発信とか、そういう直接つながることも、余り、確かに温泉に入りに来ていますから、そこら辺の兼ね合いもあって、大々的にしにくい点があるのかもしれませんが、そういったことも考えていく必要があるんじゃないかというふうに思うんです。

私自身も、そう例は多くないんですけども、駅でたまたま遊びに来られている方が、ここはいいとこだから住んでみたいと思っているんですみたいなことを言う方も、ごくたまにですけども、おられたりはするんです。温泉入りに来てということも、キャンプ場にも来てということも言われていました。だから、そういうことは効果が少しはあるんじゃないかとは思っていますし、やはり、そういう意味では観光事業も大事な人口対策になる面もあるんだとは思っています。

ところが、現実には、いこいの館は赤字で、人口も全然減少がとまっていないということがずっと続いてきているというのが現状ですので、やはり観光事業を本当にどうしていけばいいのかというのにはもっと力を入れていただきたいとは思っています。

それで、最後になりますけれども、歴史を生かした観光事業について、ちょっとお伺いをしたいというふうに思うんですけども、南部区のほうでは、歩こう会を企画しまして、笠置寺、町内を回るということで、町長のほうも御参加いただいて、一緒に歩いたわけですけども、やっぱり地元の歴史を知ることによって愛着が湧くというのがあると思いますし、歴史のいろんな遺産というのが、実は笠置町にはたくさんあるというのが、自分もいろいろ教えていただいて、ふだん何げなく過ごしていればわからないことも多いんですけども、やはりこういうのは本当に大事な遺産なんだなというふうに思うんです。

それで、歴史を生かした観光事業にもっと力を注いでいくべきではないかと思うんですけども、その点を最後に伺いたいと思います。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） ことし南部区のハイキングがございました。いつもと趣向を変えられまして、地元を見詰め直そうということで、笠置に点在しておる文化財、そういうものを回って歩いたわけでございます。それがすごく皆さんに受けて、これからもこういうハイキングにしてほしいという声がたくさん出ておりまして、何か区のほうもそのようなハイキングを

これから設定していくというふうには聞いております。歴史を生かした笠置の地域おこし。言うていいのかは何ですけれども、昼から大倉議員がすごく素敵な提案をしていただいておりますわけですが、笠置には歴史的資源がたくさんございます。それらを生かして、まちおこし、観光につなげていくのは、私は当然かと思っておりますので、その辺もまた前向きに考えて取り組んでいきたいと思っております。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

繰り返しになりますけれども、なかなか人口がふえる状況じゃなくて、減るという状況が続いて、厳しい状況が現実にはありますので、やはり地方創生事業、まちづくり、住民の方もきちっと巻き込むといいますか、一緒に取り組んでいく取り組みとして進めていただきたいと思いますよう要望いたしまして、私の一般質問を終わります。

議長（杉岡義信君） これで向出健君の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩します。

休 憩 午後0時15分

再 開 午後1時15分

議長（杉岡義信君） 休憩前に引き続き再開します。

4番議員の田中良三君の発言を許します。

4番（田中良三君） 4番、田中です。

2点について聞かせていただきます。

まず、駐車場、飛鳥路の駐車場ですが、3年前、無償から、たしか借地料が発生し、地主に管理してもらおうと答えられましたが、地主が亡くなられた現在、親族の誰かが管理してもらえるんですか。

議長（杉岡義信君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） ただいまの田中議員の御質問にお答えしたいと思います。

飛鳥路の駐車場につきましては、平成8年4月から設置されているところでございまして、それ以降、経過・経緯等を含めまして、今おっしゃってくださいましたように土地の所有者さんに管理をお願いしておりました。そして、その方が亡くなられた以降につきましては、所有者さんの奥さんと管理委託契約を結ばせていただいた中で管理をしていただいているというところでございます。以上です。

議長（杉岡義信君） 田中君。

4番（田中良三君） 4番、田中です。

12月の初めでしたですけれども、フェンス周りの草がそのまま伸び放題でしたし、トイレが汚くて、ほんで水道の、女性用のトイレやったかな、蛇口の上がないし、受け皿のところティッシュペーパーが散乱しているのが見受けられましたけれども、こういうことについて、水道は何でとまっているんですか。

議長（杉岡義信君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） トイレの汚れにつきましては、管理していただいている方にお話をさせていただきまして、また善処していきたいと思っておりますし、水道につきましては、かなり以前からとまっているように私も聞いています。それにつきましては、その水道は出しっ放しが始終あったということで、当時の管理者さんから、とめておくほうがいいのと違うかといったところで、とめたまま現在に至っているんですけれども、やはりいつまでもとめていくのもどうかと思います。車の駐車につきましては、以前のことを思ったらかなり少なくなっているんですけれども、ハイキング等でトイレを使われる方も多々ございますので、そういったところも考えて、またどういった方法が一番いいのかを検討する中で対処していきたいと考えておりますので、御理解のほどよろしく申し上げます。

議長（杉岡義信君） 田中君。

4番（田中良三君） 4番、田中です。

水道について、個人名を出してもええと、ことわりが入っているんで、言わせてもらいますけれども、上さんのところの外に出ている水道を福永さんが管理してはって、通らはる人が東海自然歩道から散歩へ来てトイレへ行かはってしはるとき、ほとんどがそこで水道を貸してくださいねと言うている状況があるというのを福永さん自体から聞いていますので、これは東海自然歩道のところですし、ほんで笠置町は観光のまちを目指してはると思うんですけれども、質の高いサービスをお願いして管理をもっとよろしく願いいたします。

その次に、2つ目の質問で、町道のことについて聞かせていただきます。

フジタカヌー裏から草田切のところへ抜ける町道のところで、アスファルトに何カ所かひび割れが起きているのと下が崩落しているところが見受けられるんですが、これについてどうですか。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） 失礼いたします。

ただいまの田中議員の御質問にお答えさせていただきます。

御指摘いただきましたとおり、町道笠置広岡線でございますが、そちらにおきまして路肩が下がっている箇所並びに路肩が欠損をしてしまっている箇所がございまして、利用者の方には大変御不便をおかけしているようなところでございます。

このうち、路肩が欠損している箇所、西奥側になりますが、そちらのほうにつきましては、9月議会におきまして復旧事業費を予算化していただいたところでございまして、入札も終わりました年明けには工事に着手できる見込みとなっております。

あと、もう一カ所の路肩の下がっている箇所、多分ちょうど中間あたりの位置になるかと思うんですが、そちらの箇所につきましては、これまでからも何度か下がるたびに修繕等行ってまいりましたが、繰り返し路肩部分が下がるというような現象が発生しておりましたので、その原因を探るべく、水路の水漏れ調査並びに水路の目地部分の修繕等実施させていただいて、現在はちょっと経過観察というような形でさせていただいているところでございます。

その箇所につきましても、ことしの秋以降は落ちついたような状態となってきてきますので、あともうしばらく様子を見させていただきまして、来年、本格的に農業水路等、水を使用される前には、そちらの路肩の修繕のほうも行うという予定をしておるところでございます。以上です。

議長（杉岡義信君） 田中君。

4番（田中良三君） もう一つ聞くのを忘れましたが、倒木があそこでありましたけれども、あれば笠置町が切らしましたんですか、それとも個人が切ってくれはったんですか。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） 失礼いたします。

たしか1カ月ほど前の話だったかと思いますが、その倒木は、私どもの職員も現地を確認しに行きましたが、道路利用者、水路を管理していただいている方におきまして、土地の所有者の方の承諾を得て、自分たちで伐採の処分をしていただいたというようにお伺いしております。以上です。

議長（杉岡義信君） 田中君。

4番（田中良三君） ありがとうございます。

そしたら、これでまたよろしく願いして、質問終わりたいと思います。

議長（杉岡義信君） これで田中良三君の一般質問を終わります。

5番議員、大倉博君の発言を許します。大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

私は、日本遺産の申請と、それから、いこいの館の関係をやりたいと思います。

まず、日本遺産ですが、国は2020年までに日本遺産を100カ所設定すると言っています。それはなぜかといいますと、2020年の東京オリンピックに向けて、東京一極集中すれば地方が潤わないということで、日本遺産を各地方にも形で広げていく、そこに観光客を例えばやっていってもらおうという方向で、政府はやっております。現在、27年度からこの制度が始まって、27年、28年で37カ所設定されております。そして、これは2月までに文化庁に申請して、例年ですと大体4月に認定されるということなんです。その認定というのは、なかなかストーリーが難しいという状況を聞いております。

さて、先日、新聞報道で、笠置に関係がある楠木正成の件が関西の6市町村で申請をされるということを報道されておりました。そして、私は早速、河内長野が主体なんですけれども、その関係者に電話を入れました。そして、6市町村だけでなく笠置も、一番最初のやっぱりとっかかりは後醍醐天皇がおられたから楠木正成があるんじゃないかといって、とりあえずそういったことでお話をして、まだいろいろあるんですけれども、結論的には、やはり大分困っておられるんでしょうね。それじゃ、笠置で中心になってやってもらったら、我々6市町村がサポートしますからと言われて、これはやはり大分困っておられるんじゃないかと思いました。そして、後日、新聞を見ていると、12月10日でしたか、やはりこの日本遺産はストーリーをもう一遍再考するという形に新聞報道されておりました。

なかなかこれは難しい問題ですけれども、町長、これは関係6市町村に参加の意思というかね。先ほど町長は歴史的資源もたくさん笠置にはあるとおっしゃいましたけれども、どれぐらいあるということは、私も町長にはお尋ねするのは差し出がましいんですけれども、そういった関係で、例えば、この河内長野に新聞を見られて電話も恐らくされていません。私が一番最初やったんです。そのときに電話されたのは、ここにおられる坂本議員です。電話をされました。やはりそれぐらい笠置の歴史への愛着を持っている方おられて、私もうれしかったです。一人でもそういう方がわざわざ問い合わせをされたということは、私にとってもうれしかったです。

笠置町にはそういった資源がありながら、こういうことに何で飛びつかないんですか。まず、その1点お聞きします。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 27年度に笠置町も日本遺産「日本茶800年の歴史散歩」というのを追加認定いただきました。今いただきました楠木正成に関しての日本遺産申請に関西6市町村で動きがあるが、そういうことを知っておるか、また誘いを受けたかということでございますが、正直なところ、大倉議員の質問通告を見せていただき、初めてそのような事実を知りました。

最近、正成に関して、産経新聞にも連載されておりましたし、クローズアップをされております。太平記に後醍醐天皇が楠木正成を呼ばれたくだりが書かれておるわけでありまして、後醍醐天皇が笠置に行幸されていなかったら、正成は歴史上あらわれなかった。そのようにも捉えられますから、正成の歴史上の登場は笠置なしでは語れない。そういう意味におきましても、笠置町も正成に関して認定の申請していくことには大いに賛同するわけでございますが、今、大倉議員が言われたように、笠置町が中心になって幾つもの市町村がこういうものをつくり上げていくのは、シリアル型と言われているようですけども、そういう中心になってこういう話を進めていくというのにも、いろんな条件、また、その整備など、いろんなことを乗り越えなければならない、このように私は考えております。そのようなことについて、まだ認識不足でございますので、勉強しながら、また、いろんな方々に教えていただきながら、考えていきたいと思っております。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

それでは、この関係では、もう町としては、もう市町村、今からでは、もう12月のこんな時期ですから、2月までにストーリーを考えて申請しなければならないので、恐らく無理だと思います。文化庁も恐らく事前審査という形でやられて、この申請ではだめですよということが、先ほど言いましたように12月10日に載っておりました。

そして、先ほど町長が何度も向出君への答弁で歴史資源もあるとおっしゃいました。その中で、弥勒信仰の聖地としての磨崖仏、これを私は、今からもう間に合いませんから、30年度に向けて申請をやられたらどうかと提案をさせていただきます。

どうですか。まず、やるという意味があるかどうか。町長、これは日本遺産ということでやれば、観光なんて一遍に吹っ飛んでいくんですよ。何もしなくても、例えばクラブツーリズムとか、そういったいろんな業者が、日本遺産をこういうようなところへ載せていただいて、国が宣伝してくれるんですよ。そうすると、笠置は何も別にしなくても、予算を使わなくてもいいんです。後で予算は使わなあかんかもわかりませんが、やはり私が以前か

ら言っていますように、お金を使わない、頭を使ってする観光というのが、こういうことなんですよ。

余分なことを言いますけれども、私も春日山の練成会に行っております。そこで、たまたま宮司さんといろいろやって、結果的には春日大明神を春日山にいただくことになりました。これも一つの観光だと思っております。そして、今度は、春日山の練成会も3月には春日山から笠置山までの30キロの行程を歩く会が設定されております。本当に檀家の方には寄附をいただいたりいろいろありましたけれども、それも一つの観光だと。これは解脱上人のおかげだと思っております。

どうですか、この弥勒信仰、笠置弥勒菩薩。これは大体奈良時代から平安時代の初めにできたと伝わっております。そして、これを模してやったのが大野寺の弥勒磨崖仏です。そして、岩船寺の弥勒辻磨崖仏も、これも笠置のものを模してつくったと言われております。これはわかりませんが、大野寺のは文献にもちゃんと載っております。

だから、笠置単独でいくか、複数でいくかは、いろいろあると思いますが、平成30年に向けて、この弥勒磨崖仏を私はぜひとも申請していただきたいんです。それだったら、私も協力させていただきます。ただ、また専門家の方にも相談、そして私は、この前、この関係で京都府の文化財保護課にも行ってきました。いろいろな指示とか、そんなことも聞いております。どうですか、やろうという意識はおありですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 申請するに当たりましては、いろんな条件がございます。歴史的経過や地域の風習に根差し、世代を超えて受け継がれている伝承・風習などを踏まえたものとか、ストーリーの中核には、地域の魅力として発信する明確なテーマを設定の上、地域に対して継承・保存がされている文化財にまつわること。単に地域の歴史に文化財の価値を解説するだけのものになっていない。以上のことをつなげて、ストーリーとして仕上げていかなければならない。そういう条件がございます。

自治体単独でする場合は、歴史文化基本構想などを策定していかなければならないという条件もございます。また、複数で申請する場合においても、いろんな条件があろうかと私は考えております。そういうものを今はっきりつかんでおりません。だから、そういうストーリーをつくり上げていく作業も、町として本当にそういう能力があるのかということも慎重に見きわめながら進めていきたい。

私は、この申請については大いに賛同いたしますけれども、いろんな条件を乗り越えられ

るかということ念頭に置きながら慎重に考えていきたい。そのように考えております。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

町長、積極的にやっぱりそういうことに関与してくださいよ。今のような答弁をしていたら、もう全然やらないような感じになりますよ。

この中で、私が心配したて文化財保護課にお聞きしたのは、ストーリーと今おっしゃったけれども、文化財群の中に国指定・選定文化財を必ず1つ含めるとあるんです。私は、これはどこにあるかということをもまず一番に聞きに行きました。そうすると、笠置町は、昭和7年4月19日に国の史跡名勝に指定されているんです。これは、だからもう私は一定クリアできたなどは思っているんです。あとはもうストーリーだけの問題ですよ。ストーリーをこれから考えて、それは私が考えるか、専門家のほうが考えるか、いろいろおりますけれども、また専門家の方に、私がお願いもできますけれども、本当にやる気がね。先ほど言いましたように、これがあれば笠置の観光なんて本当に一発に解決しますよ。いろんなことごとごとやらんでも。

先ほど和東のことも出しはりました。これは昭和27年4月に、第何号か忘れちゃったけれども、やっております。だから、今、和東と南山城とかが元気あるのは、そういうこともあるんですよ。そして、お茶産業というのは、笠置には本当にお茶産業というのはないといえませんが、たまたま京都で、ある府会議員お会いしたら、文化遺産できょう来ましたんですけど、またよろしくと私は言っておったんですけども、そうすると、その府会議員は、笠置にもお茶畑はあるやんとか言われて、確かにあることはあります。切山とか有市の上にもあります。あそこを指してはるんだなと思うんですけども、やはり笠置として、本当に、これは確かに宇治から南の12市町村が日本遺産になっています。そこにも笠置町が入っております。そうすると、来年4月に京都府は「お茶の京都」ということで、いろんなイベントとかをやる予定しております。

その会議が、第1回目は、たしか9月にやられたと思うんです。その第1回目に12市町村とか関係団体、関係町の方も来られています。副知事がトップで来られている中で、なぜ町長、あなただけが、そこに出席されなかったんですか。11月のときには出席されたら、この前、鍋フェスタの11月のときの会議におっしゃっておいりました。9月のそういう大事な会議のときに、来年4月にやる会議のときに、何で町長はそんな大事な会議にね。それと同時に、いろんな市町村との交わりもできるんですよ、いろんなことで。なぜ1回目の会議

に出席されなかったか、それは私も疑問なんです。ある町民の方もそんなことをおっしゃってました。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） いろんな会合や集会に出向きまして、いろんな首長さんとか、いろんな各方面の方とつながりを持っていくこと、私はそれも非常に重視をしておりますし、積極的にそういうところにも参加をしております。たまたまその日、行事が重なりまして欠席をさせていただいた。そういうことでございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

町長、今の答弁じゃないんですよ。私は実際に行かれた方に聞いて、行かれた方が、こういったこと余り言うのは嫌ですけども、こういう会議は、1カ月前に、人を集める場合は必ずあるんですよ。その方は、私が信じている人やから間違いないと思うんですけども、聞いてなかったということをおっしゃっているんですよ、町長がその会議を。今言われたことと答弁がちょっと違うんですよ。私はその人のことを信じますけれども、それは町長が今言うた答弁になるかどうかはわかりませんが、聞いてなかったという話を聞いております。

今、たしか町では、課長以上さん方のパソコン入力で、いつ幾日どこで何をやるとかいうこともやっておられると思います。町民の方からそういうことをおっしゃっているんですから間違いはないと思うんですけども、町長、本当にそうですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 事業が重なり、その日は欠席をさせていただきました。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

こういったパソコンの管理とかをやってはるのは、私は和東町長のところも話したりするんですけども、パソコン管理というか、日程調整らは、総務課の方が入れておられるんですけども、総務課長、どうなんですか、その点。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

今、町長が答弁しましたとおり、町の会議と重なりましたので、そちらを欠席していただいて町の会議に出席させていただきました。以上です。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

私が信頼している人がうそをおっしゃっているということになります。このことは、もうそんなことで時間を費やしたくありません。

そうやって笠置の弥勒磨崖仏、先ほど言いますように、やはりいろんな方が平安時代に来られています。藤原道長、後白河法皇、後鳥羽上皇、本当にいろんな方が笠置に、この弥勒菩薩の関係で来られております。本当に弥勒磨崖仏を、町長、積極的にやるとおっしゃってください。そうでないと笠置の観光というのは成り立たないんですよ。

それで、私は先ほど春日山のことを言いましたけれども、先月12月4日に練成会があって、あと直会があって、その後また二次会へ行って、奈良市の女性の方でした、たまたまそこで笠置の話をやっていたら、奈良も大体案内したんが終わったんで、たしかギリシャ人の方だったか、笠置弥勒菩薩を案内したと。そしたら、そのギリシャ人の方は深く感動されて、私はギリシャへ招待されたと、そこまでおっしゃっていました。やはりそういう日本遺産になるようなことに私は持っていきたいと思うんですよ。

町長、これが本当に庁内で無理でしたら、私も先ほども言いましたように手伝いをさせてもらいます。それで、ほかの専門家とかを巻き込んでもやります。どうですか。やるとおっしゃってくれたら、私もまた文化財保護課とか、それからこれを聞きに企画理事室にも行きました。一番最初は企画理事室で、そういったことも先ほどのこれもいただきました。やるかどうか、もうそれだけです、申請するかどうか。申請してあかんかったら、ただ、こういうふうに新聞に載るだけでも笠置というのはいいんですよ。どうですか。やるとおっしゃっていただけたら、ある程度、私も町の方もどなたか動きますけれども、その点いかがですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 笠置町には、先ほど申し上げましたように、すぐれた歴史資源がたくさんございます。その中で、弥勒菩薩というのが笠置にとって一つの非常に高価な歴史資源だと思っております。それを歴史遺産に申請していくことについては賛成をいたしますが、先ほど来申し上げていますように、行政として、また私個人として、これが本当にいろんな条件や仕事量がこなせるのか、そういう確信を持った上で、やるというふうな返事をさせていただきますと思っております。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

町長、何遍も言いますように、これは町がまずやらなくても、観光協会とか商工会とかそういうところが中心になっているところもあるんですよ、この37カ所で。町が忙しいからそういうことはできないとか、そんな問題じゃないんです。せっかく笠置の文化遺産があるんですから、これを積極的に日本全体、そして世界から来られる方をお招きしてやるというのが、私は本当にいいことだと思っています。

本当にもう一度、何ぼも聞きますけれども、やるのかやらないのかでいいですよ。あとごたごたはもう。あとはストーリーとかを考えたらいいいですよ。先ほど、1つを必ず含めるということは言いましたけれども、これは解決できているんです。あとは200文字のストーリーを書いたらいいんです。それだけです。そのストーリーがなかなか難しいから、どこの方も困っておられるんです。楠木正成の件もそうなんです。もし楠木正成が6市町村であかんかったら、来年また出されるかもわかりません。そのときに、また笠置が出すか、一緒に交えるかどうかの問題もあります。どうですか。本当にこれでもう、そういったことは議論を何ぼ言ったかって、町が全く積極的でなかったら本当にだめなんですよ。どうぞ。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 積極的、消極的、そういう問題ではなくて、今この日本遺産申請について大倉議員からの質問通告を私は読ませていただいて、初めて日本遺産というのは身近に感じられたし、これかどういものかということも、まだ私は勉強不足でございます。

だから、先ほどから申し上げますように、日本遺産というのはどういうものか、また、それを申請するに当たって、笠置町としてこれからどういう位置づけをするのか。また、整備とか保護とかそういうことも、町の負担はかかってこないのか。いろんな条件を勉強させていただいて、これならできるという確信を持った上で、私はやるやらないの返事をさせていただきますと思っています。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

それじゃ、実際に動かれたらどうか。先ほど答えをもらっていないけれども、例えば河内長野へ電話をされたかどうか、先ほど言いましたように坂本議員は電話をされております。町の職員も、どなたも認識あるかどうかわかりませんが、なぜすぐに河内長野の担当者に電話も、私はもしあれやったら河内長野に足を運ぼうと思ったけれども、電話でそういう対応でしたから、そういうことで。そして、京都府のほうにも何でそういったことで足を

運ばれないのか、それが私は不思議なんですよ。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 何回も答弁させていただいておりますけれども、河内長野へなぜ電話しなかったかということでございますが、私は、この申請に当たって、6市町村が中心になってやっておられる、この中心都市を河内長野が担当しておられるということも、この質問通告を読ませていただいて初めて知りました。そういうことから、電話をするしないという以前の問題でございまして、こういうことも初めて知ったわけでございます。

河内長野市が中心になってやっておられて、また今困っておられるということでお聞きしましたから、河内長野に、どういうことに取り組んでおられるのかということは、やっぱり聞いていきたいとは考えております。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

なかなか積極的な答えが返ってこないの、前に進むことがなかなかできないんですけれども。

この弥勒信仰と、もう一つ、私は弥勒信仰から観音信仰、春日大明神から笠置寺、海住山、これは解説上人が興福寺から笠置へ来られて、そして笠置の弥勒信仰をやられて、弥勒信仰から海住山寺のところには観音信仰に移られたわけです。それで海住山で亡くなられております。そのときにもやっぱり先ほど言った後鳥羽上皇とかいろんな方とのつながりがあります。だから、これ2つ、どっちでもストーリーは書けるんです。だから、ストーリーを書いて、京都府にまず行って、これでいいかどうかという、京都府の文化財保護課になるのか企画理事室付の方になるかわかりませんが、お茶の場合は農林部の方が担当で遺産で出しておられます。

だから、これを町長、ほんまに出しましょうよ。本当に先ほどから何遍も言うようにインパクトがあるんですよ、笠置町にとって。いろんなイベントをするよりも、これをやれば、先ほどから言ったように、いろんなことが派生がするんです。それは考えることないんですよ。中身は専門家が考えてくれて、文化庁に申請するだけの話です。それが通るか通らんかは、こっちのストーリーで考えたらええだけの話で、その辺だけよろしくお願いしたいんですけれども、どうですか。

もういいですわ。もう答弁を何ぼもらったかって、結局は何かもう後退したような、こんな脚光、2020年までですよ。期限がもうないんですよ。もう30年にやらなきゃ。

100カ所と言うているから、たとえ今37で、あともう来年、六十何ぼかできて100になれば、それでもうチャラですよ。だから、まだ全国的にどうなるかわかりませんが、京都府では北のほうでは今1カ所申請するようなことも文化財保護課の方はおっしゃっていました。そういう動きがあるとおっしゃっていました。だから動いてくださいよ。

それと、この申請の関係では最後ですけども、先ほど言いました27年4月に「日本茶800年の歴史散歩」日本遺産に認定されました。笠置町としては来年度こういったイベントを考えておられるんですか。その辺だけちょっとお聞きします。

議長（杉岡義信君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 失礼いたします。

29年度につきまして、お茶の京都博のターゲットイヤーということで、京都府とも協議をしている中で、各町村とも独自のイベント等コラボしていくような形になっているように聞いていますし、京都府とこれまで話した中で、京都府からの提案もございましたけれども、当町におきましては駅の改修が済んでカフェオープン。それと、12月に行っております鍋フェスタにつきまして、京都府とコラボしてやっぴいこうではないかということで今話は進めております。

しかしながら、今後、そういった細かな協議につきましてはこれからになると思うんですけども、大まかにはそういったことで今進んでおります。以上です。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

「日本茶800年の歴史散歩」～京都・山城～、この裏にはイベントカレンダー、これは2016年、ことしの3月につくられた。悲しいかな笠置のところにイベントが何もありません。だから、今ちょっとこういったことも質問させていただきました。ここには観光で甕穴のところとか笠置山の写真だけ載っていますけれども、このイベントのカレンダーは残念ながら笠置町は何も載っていないんです。そういったことで今質問させていただきました。

時間も余りないので、次にいきたいと思います。

いこいの館も、いろいろさんざん委員会とか、私はしゃべったらあかんねんけれども、何かしゃべったりして、いろんなことがありますけれども、ここではダブらないようなところをちょっと質問したいと思います。

町長は嫌がるかもわかりませんが、これもまた平成27年9月議会のときに、これは公人として出しておられる議会報告です。3ページにわたっていろいろ書いておりますけ

れども、最後に、いこいの館はこうあるべきと考えておりますと書いております。

わかさぎをなくし、町直営にして、指定管理者制度を用い、広くオープンな形で業者を公募し、町と業者間で契約する。将来、いずれは目的外使用、売却など、せざるを得なくなる 때가必ず来ます。そのため、わかさぎの財産を町に移すべきだと考えますと書いております。

これは去年の、まだ1年ちょっと前の話で、自分がいこいの館はこうあるべきとおっしゃっているんですよ。今でもその考えには間違いはないんですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 大倉議員は、私が議員時代に発行した議会報告について取り上げて読んでいただいております。正直なところ基本的には考え方は変わってはおりませんけれども、やはり執行部側に立つと、議員としてとんでもないことを言っていたんやな、できないことを言っていたんだなという思いも多々出てくることは、私は当然だと思っております。そういうことは御理解をいただきたいと思えます。

今、いこいの館のあり方については、前から申しておりますように、今の形は制度に合っておりません。委託管理という制度が今は適していないということで、京都府からも、この仕組みをできるだけ早く変えたほうがいいという進言はいただいております。一番手っ取り早いのは町の指定管理をすることなんですけれども、それには、やはりわかさぎをなくして、町の直営にして、町が指定管理を行うというのが一番理想だと思うんですけれども、わかさぎの財産、また町が出資した8,000万のあり方などの問題がありまして、なかなかクリアできないという問題がございます。

そういうことも含めて、私は来年当初から、いこいの館あり方検討委員会を立ち上げさせていただいて、いろんな方々の御意見を聞きながら、そういう体制をつくっていきたいと考えております。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

今、町長は大事なことをおっしゃった。議会人と町とはまた違うとおっしゃったけれども、これも公人として出されたことなんです。議会人として、去年のこれはまだ9月議会の結果のときに公人として出されることは、これを見て、ああ、西村議員はいいことを書いてるなとおっしゃられる方もおられると思うんです。だから、これを信じる方がやっぱりおられるんですよ。そのために議会通信として出されるんですよ。

前から言っているように、私の議会通信というのは、一問一答をやったことしか書きません。自分の推定とかそういうことは一切書きません。それだけは言うておきます。これはそういうことです。

次にいきます。

ダブリはしませんので、例えば、グラウンド側の田んぼをこの前購入されましたが、これは駐車場とかにされるのか。テニスコートあるいはゲートボール場にされてはいかがかなと思います。午前中からも言っていますように、これからの財政事情、人口減少を考えた場合に、箱物というのは、私はもう必要最小限度のものではないかと思っています。この考えはどうですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 町の公共施設総合計画に基づいて、今、町が取得しました土地におきましては道路の拡幅、それと中央公民館を閉鎖して施設を統合していくために多機能型施設を建設していく予定であります。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

今、大事なこと、中央公民館とおっしゃったけれども、こういう箱物にしたらランニングコストは幾らぐらいかかると思うんですか。そういった計算も、これからの町財政とか人口が減ってきて、そういう箱物というのは誰が利用するんですか。例えば、小学校のあいたところとか体育館の横に教育委員会とかを置くとか、いろんなことが考えられるんですよ。ほかの建物を建てるんじゃなしに、ほかのことの転用で考えればいいんじゃないかと私は思います。だから、こういう箱物はぜひともやめてもらいたい。将来のために。町長がずっと長年、10年、20年そのままおられたら、それはそれで自分が苦しむだけですわ。これは後世の方が苦しむんですよ。これはぜひともやめていただきたい。

また、この前に駐車場として、もうずっと以前から、年間100万円で借り上げている土地と、例えばこれを等価交換するとか、その土地を購入するとか、その辺の考え方はどうですか。今の田んぼと等価交換するか。町の財政も毎年100万も払うのは大変でしょう。

100万円、我々個人でも残すというのは大変なんですよ、貯金するのは。その辺どうですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） これは相手の方がおられるわけですから、等価交換ということは、現在

は考えておりません。今100万円で借りている駐車場につきましては、できれば買いたいという町の思いは持っております。以上です。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

いや、だから、これを長年借りて、これも以前からどなたかが質問されていましたが、やっぱり笠置町にとって100万は大きいことなんです。その辺は地主の方と協議するとか何とかしてくださいよ。どうですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 話に行かせていただくことには、やぶさかではございません。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

もう時間も迫っておりますので、あと最後に1つだけ。

9月に新たに土埃とコモンズに委託されましたが、それぞれの経営状態はどうだったのかとか調査されたのか。

そして、今回、なぜ保証金を契約のときに取られていなかったのか。その辺のところ、前の業者には2,000万円の保証金をとっております。これは、何かのことがあれば、その保証金からわかさがいただくという保証金です。今回、例えば土埃とコモンズの経営状態はどうなんですか。まず、その辺を。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 土埃とコモンズの経営状態については、詳しく調べてはおりません。

そして、保証金をなぜ課せられなかったかということにつきましても、この契約の状態であるならば保証金は必要ないということで判断をしております。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

なぜこういったことを言うかということ、この前、木津にある法務局へ行って、両方の履歴全部事項証明をとりました。そうすると、私はびっくりしたんですけども、これでいいかどうかは別にして、土埃は資本金3万円ですよ。一つの会社でも、一円でもできるから、それはそれでいいと思うんですけども、3万円ですよ。こういった会社に経営を委託されているわけです。コモンズは、ちなみに200万円です。わかさは8,000万円です。こういったところに委託されているんですよ。

だから、そういったことで、保証金の関係もそうやけれども、やはり例えば温泉施設で何かあれば、一時的にその保証金からもらうとか、本来ならあるべき姿なんです。だから、この3万円の会社が本当に何かあれば、食中毒があればと。そういう保険にも入っておられると思うんですよ。入っているかどうかはわかりませんが、それは私は知りませんが、わかさぎのほうでその辺は確認されると思いますけれども、だから、この会社、3万円とかそういうことは別にして、本当にいいんかどうか。会社というのは、先ほど言ったように何円でもいいんですよ。3万円の会社にわざわざ山梨から来られているというのはいかがかなという気がしたから。どうですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） この1年おつき合いをさせていただいて、契約に基づき、遵守していただき、この1年間お互いに信頼し合ってやってきておりました。

この契約は、去年の4月に1回目の契約を交わしました。その内容は、ほとんど同じでございます。ただ、若干変わっただけでございます。そのときは私も議員であり、大倉さんも議員でございました。そのときに大倉議員さんはこういうことについて何ら発言もされなかったではありませんか。そして、あのときそういうことをおっしゃらず認めて、今こういうときに、こういうことをおっしゃられる。また、何か心配されると思うんですけれども、そういうことの意図も私はちょっとはかり知れないところが正直でございます。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

議長（杉岡義信君） 5番、大倉君は、もう終わりましたで。

5番（大倉 博君） もうあと1分。

議長（杉岡義信君） あと1分ですか。

5番（大倉 博君） だから、町長、そのときは私もこういう資料をとりには行っていません。今回初めて資料を法務局へ行ってとったんですよ。見たら3万円と200万円の会社だったということなんです。そのときは、私は、これは知らなかったんです。

そんなことは問題でないですよ。そういう会社に保証金も取っていない。もし事があれば、食中毒を起こされて、その責任を、何かの保険があるんですけれども、そういったことで賠償されるかどうかわかりませんが、保証金というのは、そのための担保ですよ。前の香芝のときは2,000万円取っているんですよ、御存じのように。何で今回取られなかったか。それだけ最後。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 香芝さんとの契約の形態と、今、わかさぎと土埃、また、わかさぎとコモンズさんとの契約の形態が違っております。そういうことを鑑みまして、この形態の形なら保証金はいただかなくてもよいという判断をいたしました。以上です。

議長（杉岡義信君） これで大倉博君の一般質問を終わります。

この際、10分間休憩します。

休 憩 午後2時10分

再 開 午後2時18分

議長（杉岡義信君） 休憩前に引き続き再開します。

6番議員、坂本英人君の発言を許します。坂本君。

6番（坂本英人君） 6番、坂本です。

世間では地方創生や地域おこしが盛んにうたわれていますが、笠置町が笠置の強みを生かした笠置おこし、町長はどんな思いで笠置おこしというものに対して目を向けられていますか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 坂本議員の質問に答えさせていただきます。

まちおこしについて、笠置の強みを生かしたまちおこし、いろんな角度から見方や考え方があろうかと思えます。町として捉まえて事業を進めている点でお答えさせていただきます。

笠置の強みといいますと、人口規模や面積が小さくてコンパクトなまちだからこそ可能な住民と行政が一体となってまちづくりを推進することができる。また、四季折々の風物詩がございます。春は桜、夏は夏まつり、秋はもみじまつり、冬は鍋—1グランプリと、季節ごとに表情を変え、豊かな自然を生かしたイベントを初め四季の風物詩が楽しめるまちであるということ。また、温泉、キャンプ場、グラウンドゴルフ、ボルダリング、カヌーといった自然を生かしたレジャースポットに加え、笠置寺の弥勒菩薩や後醍醐天皇、行宮遺跡初め重要な歴史的遺産が豊富な観光産業があるということがございます。こういうことが笠置の持っている強みだと私は思っております。こういうことを生かして、まちおこしを推進していけると考えております。

さらに、私は、笠置の強みは何といてもハートを持った方がたくさんおられるということ。まちづくり会社に個人投資して株主になっていただいた方、また、地域コミュニティーを築こうと月1回子供たちや高齢者に呼びかけられ団らんの場をつくっていただいておりますグループの方、また、婚活などを開催し出会いの場をつくっていただいているグルー

プの方、社協の呼びかけに、ほのぼのサービスにたくさん参加していただいていること、笠置にはこういった地域のために頑張っていただける方がたくさんおられること、私は何よりの笠置の強みだと考えております。そういう方々の力をおかりし、協働して地域おこしをできれば、私は最高だと考えております。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6番（坂本英人君） 6番、坂本です。

今、非常に熱いお言葉をいただいたと思いますが、笠置には、たくさんの方が参加してくれれば、僕もプライベートでは、まちおこしのほうには4年ぐらいかかわらせていただいています。今年いろんなイベントに参加させていただいていますけれども、やはり行政主体ではマンネリ化が否めないかのように思えます。

実際、町長が指導者として一番上から見たときに、今、イベント等が本当にお客さんのことを思ったりだとか、まちの活性化のことを思って動いているのか。どういうふうに見えておられるのか、お聞きしたいんです。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 坂本議員の言われること、すごく私もわかります。前から言っていますが、和東の茶源郷まつりや南山城村の産品まつりをやっておられます。年々盛んになってきております。けれども、来年はどうしようか、来年はこうやってもっと盛り上げようかというふうな話になるわけです。

ところが、笠置の場合は、夏まつりにしても、もう来年はやめようかとか、鍋－1グランプリにしても、もうやめようかとか、そういう声が聞こえてくるわけです。これは何に違いがあるかといえ、やはり行政が主体となってやっている、このことが私はよろしくないことだと思っております。和東にしたって、南山城村にしたって、住民の方々が実行委員会をつくられて、そこに行政が側面からバックアップしていく。そういう形のイベントがあるべき姿だと私は考えておりますし、できればそういうふうなことにまたできるだけ変えていきたい。そのように考えております。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6番（坂本英人君） 6番、坂本です。

非常に前向きな意見をいただきました。2つ目の質問に移らせていただきます。

次は、まちづくり会社についてなんですけれども、私が今、日ごろ参考にさせていただいている著書で、木下斉さんの「稼ぐまちが地方を変える」という書物があるんですけれども、

この中に、自分たちの不動産価値を向上させるための取り組みを行う事業モデルがあるんですけれども、まちの人たちがみずからまちに投資をして利益を生み出し、再びまちに来てくれる人たちのために再投資するという事業モデルなんです。

これはどこかで聞いたことがありますよね。幸運なことに笠置町はそのチャンスをゲットしたんですよ。というのは、自分たちのまちの価値を高められる可能性があるまちづくり会社というものを本年度事業で笠置町は見事キャッチしたんです。このまちにある各種団体と個人さんがみずから出資してできたまちづくり会社、このまちづくり会社の活用方法をいかほどにお考えなのか、町長と総務課長にお聞きしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 私のほうからは、大まかな答弁をさせていただきます。

私も木下氏について、以前、早稲田商工会だったと思うんですけれども、そういうものを立ち上げられて、まちおこしについてやっておられる。そういうことの論評を新聞で読んだことがあります。これからの時代を生き抜く10の鉄則というものを打ち出されて、各地でまちおこしを実践され、成功されている記事を読んだことがあります。小さく始めて、補助金を当てにするな、利益にとことんこだわれ。参考にすべき点が多々あると私は認識しております。

先ほども申し上げましたが、町全体を一つの会社として見詰め、小さく始めて、少ない収益でも確実に稼いで、経済を回して、それを再投資して行って、町全体を活性していく。こういう木下氏の思いは、笠置町のまちづくり会社に共有していくべきだと私も考えております。官でもない、民でもない、公というものとして捉え、取り組んでいくべきと私は考えております。

笠置のまちづくり会社には、まだ具体的な事業の取り組みはありませんが、これからのまちづくりの中核を担っていく会社だと、私は位置づけをしております。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

先ほど町長が答弁したとおりであります。町といたしましても、町も出資しております。住民の力をおかりしながら、地方行政だけではできないことをやっていただける会社だと位置づけさせていただきまして、動いていただけたらと、すごく期待を持っている会社でございます。

設立までは財政課も大きくかかわっておりましたが、今、事業を進める段階になって、ち

よっと事業部会のほうも開催を延期させていただいたりという経過がございますが、中身が煮詰まってきたこともありますので、年内には取締役会を開催させていただいて説明させていただき、年明けには出資者全員の方に集まっていただいて、また御説明させていただきたいとも考えておりますので、今後、出資者の方の中からもいろんな貴重な御意見をいただきながら活動していただけたらと思っております。以上です。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6番（坂本英人君） 6番、坂本です。

僕が思うに、今、先ほど町長もおっしゃったように、なぜ南山城村だとか和東町のお祭りが盛んになったのか。僕は、去年、初めて茶源郷まつりのスタッフとして実行委員会に参加させていただきましたけれども、やはり町内会の方が多く携わっておられることと、今、和東茶カフェを経営しているゆうあんビレッジという合同会社の山下さんが先頭となって、民間主導でもうイベントを構築されていると。そこに行政が大きく携わりながら、アドバイスとサポートをしながら、一つのイベントを自分たちの手で作り上げていると。そういうふうな観点から見て、お客さんが入っていると、僕はそういうふうに肌で感じています。

それを我がまちのイベントと比べると、どうしても準備不足が否めなかったりとか、反省点が次に生かされなかったりだとか、目に見える改善が求められるところに今来ていると思うんで、僕は、このまちづくり会社をそういうイベントの柱として使えるような媒体として使うことが一番望ましいんじゃないかと。3年後、5年後には補助金が打ち切られ、何もその事業だけで成り立たない、そんな会社をつくるのではなく、みんなで生み出していける可能性あふれるような会社をつくっていくことが絶対に求められてくると思うんですけれども、どう思われますか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

大変貴重な御意見をいただいたと思っております。

このまちづくり会社を設立したのは、加速化交付金の事業で位置づけて設立しております。みんなが思っているとおおり、地域を変えていこう、地方創生の中で位置づけている会社とこちらのほうも思っておりますので、そういう意識を持って参画していただける方がたくさんいらっしゃることを期待しておりますし、活動も期待しております。また、今後、御協力いただける団体に大きくなっていただけたらと思っておりますので、よろしくお願ひします。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6番（坂本英人君） 6番、坂本です。

このように笠置の可能性はまだまだ捨てたものではありません。それこそ今年度、来年度、笠置にかかわる人々の行動が、必ず5年後、10年後の笠置のあり方をつくっていくことだと僕は思います。この未来を明るいものにするための運営が必要不可欠です。コンサルタントに頼る既存型の事業ではなく、自分たちがみずから生み出し行動できる、そういうまちづくりを目指し、近畿地方や日本のへそであるこの東部3町村の発信基地となり得る笠置町になるべく行動をとっていかねばならないと、僕はそう切に思っているわけです。

僕の今回の一般質問はこれで終わりますけれども、この思いを十二分に受け取っていただいて、次の行政運営に生かしていただければと思います。以上です。終わります。

議長（杉岡義信君） これで坂本英人君の一般質問を終わります。

7番議員、松本俊清君の発言を許します。松本君。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。

いろいろ出ていますが、再度質問します。

国道163号線整備促進について、9月議会でも質問しましたが、再度お聞きします。

町民の安全・安心な生活を目的に、切山草畑間の歩道設置進行状況ですが、11月10日、府庁に要望活動を1市3町1村で行っているも、笠置町として区地権者との交渉、協力面はどのようになっているか。町長就任後、何回交渉され、現在はどうか。何が交渉難航しているか。それに対し、町長はどう対応して設置目的に取り組んでいくのか、お答えください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 松本議員にお答えをいたします。

松本議員におかれましては、毎回、町が課題としております点について質問をいただいております。その都度、真摯に捉え、実現に向けて取り組んでいかなければならない思いを新たにしているものでございます。

163号線の歩道設置に関してでありますけれども、9月議会でも、これからどうするんやという質問を受けたわけでございますけれども、その後、京都府にも、また国にも163の歩道橋、また有市地区における冠水地域の改善を要望してきたわけでございますが、有市地区の冠水地区におきましては工事の着手をしていただいたというよう承ってまいりました。草畑におきます歩道橋につきましては、京都府が一応主管をして進めている事業でございます。府のほうから前裁きといいますか、何かこういうことで協力をしてほしいという

要望があれば、町として積極的に動いていきたいと考えておるわけで、今現在、具体的な話は進んでいない状況でございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。

府庁に出した要望ですね。163、有市地区の道のかさ上げ、それと歩道の問題。特に、現在歩道のないところで何回も事故が多発しています。町長として、さらに強く要望する必要があるだろうと。つまり笠置町民の安全・安心の確保につながっていくと思いますので、町長の決意のほどをお聞かせ願いたい。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 松本議員が言われますように、普通、道が細くて、ちょっとカーブをしているような道でございましたら、かえって安全運転をして事故が少なくなるわけでございますけれども、草畑地区におきましては、そういうことを乗り越えてまで事故が多発しているという現状がございます。

町民の方の安全・安心を守っていくために、やはり歩道橋の設置はぜひ必要と考えます。町といたしまして、また私個人としまして、できる限りの努力をこれからも続けていきたいと考えております。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） よろしく申し上げます。

続きまして、2番目の有限会社わかさぎ経営に関して。

補正予算のとき、また大倉議員のときにも出ましたが、再度お聞きします。

9月の質問で、経営者として赤字補填は私債を投じてもするかとの回答で、しないとありました。そのような気迫で運営をお願いしたいと言いましたが、その後、一段と町民、利用者の人気が低下しています。その改善のため、どの部門が悪評か、どのように指示されたか。赤字部門の分析後、どう進言したか、取り組んだか。在任9カ月目として9月末にわかさぎの代表取締役として業者と署名捺印された以上、西村典夫として責任をとるべきではないか。

集約不足に関しては、地元町民の協力が必要であり、町外の客よりも町内を主力に努める。例えば、優待券を70歳以上を65歳に下げる策、河川敷または町内観光設備利用者に割引券を発行するなど、関心を深め、即成果は出ないと思うが、町長の具体的方針をお答えください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） いこいの館につきましては、皆さんに御心配をかけまして本当に深く反省をしておりますし、これから真摯に取り組んでいきたい。そのような思いであります。

今議員がおっしゃられました、どの分野が黒字で、どの分野が赤字だということ把握しておるかということでございますが、朝からの答弁もいたしましたように、そのような詳しい分析ができる体制を今とられていなくて、そういうふうなことも分析できる体制を一日も早くつくり上げなければならないと考えております。

お客さんに対して、地元の人をもっと呼び込めないかということで、65歳から優待券を渡したらどうかという点とか、またキャンプ場には割引券を渡したらどうかという御提案でございます。

私は約束もさせていただきましたが、また26日ですか、風呂の日を設定して、町内を回って、そういう高齢者の方々、なかなか出にくい方にいこいの館まで行っていただく。そのような方策をとりたいと考えております。

また、キャンプ場やイベントに来られる方につきましては、割引券を配っております。65歳以上の方に優待券を渡したらどうかということにつきましては、若干、私は疑問があります。私も、もう前期高齢者で、私が優待券を持っていこいの館に入りに行く。それはちょっと難しいのではないか。やはり500円を払って風呂に入りに行きたい。そういう思いでございますので、65歳から優待券を渡したらどうかということについては、ちょっと私は問題が残ると思います。以上です。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。

最近、まちづくり会社の記事が新聞に出ていたんですが、いこいの館、産業振興会館の関係は、どのように考えておられますか。

議長（杉岡義信君） 産業振興会館をどのように思っているか。

松本さん、再度質問したってください。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。

何か今の質問、ちょっとわからなかったと思うんですが、再度言います。

いこいの館に関して、経営上まちづくり会社の関連はぜひ必要やと思います。なぜかという、産業振興会館も同様であります。町長は、まちづくり会社またはわかさぎの社長でありますね。だから、社長としてどのように思っておられるのか。もしこのまちづくりが一本立ちしたら、同じ品物、例えば土産物売場所として、非常に影響を及ぼすのではないかと。

その点、町長はどう考えているのか、お答え願いたい。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） いろんな事業がダブってってしまうのではないかと質問をいただいたと思うんですけども、そういうことにつきましては、いこいの館、また振興会館、また、これからやろうとしている駅舎につきましては、きちんとすみ分けをして、そういう無駄のない、ダブりのない事業を展開していきたいと考えております。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。

では、質問を変えます。

3番のワイナリーに関してお聞きします。

まち活性化、休墾対策として取り組んでいるワイナリーにつき、地元との交渉は進んでいるのか、苗木植樹時期も迫っており、特に苗木不足が新聞等で報道されているも、どのような計画で進んでいるのか。また、この事業母体はどのようになっているのか。

町長は不転の決意で行うと発言されています。町長のこのような発言は、事業母体は町と判断してよいのか。地元では笠置町が事業母体であると思っておられます。それでいいのですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 切山地区におけますブドウ園の植栽につきましては、町は事業主体ではございません。町といたしましては、中間管理機構に農地を預けていただく掘り起こしや手続などをしていく立場であると認識しております。

前回の総会におきまして課題として指摘を受けた点、完全にクリアができていなくて時間が過ぎていつまってしまう状況でございます。1年1年とおくれますと実現がさらに難しくなってしまうことを十分に踏まえて、企業に課題をクリアして取り組んでいただけるように指導を努めていきたいと考えております。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。

前回、参与の発言で、民民という発言があったと思うんですが、民間とはどこなんですか。わかっておれば返答願います。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 事業主体の民間は、土埃さんでございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。

町長は、今期、植栽はどのようにされるんですか。やらないんですか。また、この事業を本当にやる気があるんですか。お答えください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 私は、議員にならせていただいて初めて一般質問をさせていただいた点が、切山の荒廃農地を再生することが笠置町の大きなポイントになるというふうな質問をいたしました。そういうことにおきまして、私は、切山地区の荒廃農地解消につきましては、かなりの熱意を持っております。なかなか実現が難しいんでありますけれども、何とかいろんなハードルを乗り越えて実現にこぎつけていきたい。そのような思いでおります。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。

質問を変えます。

現在の笠置山線に関してお聞きしたいと思います。この道は、いつ完成するのか。

予算もだんだん厳しくなり、今まで以上に予算確保が難しい折、あと幾ら必要か。計画的なスケジュールはあるのか。

つまり、30年度完成と返事があるも、29年はどこまで、30年度の何月に完成と、具体的な案、それに伴う予算確保の取り組み。今回は1,300万のカット、笠置町の目標である観光事業は笠置山が主、定住の問題で町長は観光ルート伊勢伊賀方面から客増をPRしているも、町長在任中に完成できるのか、お答えください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 町道笠置山線道路改良工事につきましては、工事着手後からでも昨年度で10年が経過したわけですが、いまだに完成には至っておりません。この間、工事区間内に存在した保安林の指定解除に手間取り、工事の進捗が足踏み状態となった時期もありましたが、ようやく残りわずかまでこぎつけることができてまいりました。

今後の予定につきましては、予算審議の際にも御質問にお答えしたところでございますが、平成30年度末の平成31年3月の完成を目標としているところでございます。事業費の主な財源としている社会資本整備総合交付金につきましては、年々交付率が下げられており、来年度の交付額も今の時点ではどの程度の額になるかは不明瞭でございますが、何とか財源を確保しながら目標年次での完成を目指していきたいと考えております。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。

質問を変えます。

前回、身障者の補助設備、工事費の件で一応お尋ねしたんですが、補助設備に関して、その工事費が一時全額本人負担となり、業者に支払われるも、その金額の支払いが大変であります。それゆえ、その工事費のために工事ができない方もおられます。

この点につき、前回も質問しましたが、役所が全額支払い、後、本人に10%の負担を請求するように契約変更を申し出たが、検討結果はどのようになったのか、お尋ねします。

この件には、担当課長にお答え願います。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

ただいまの松本議員の御質問にお答えさせていただきます。

かねてより御提案いただいた形の制度につきましては、担当者でいろんな調整をしていただきました。高額算定、国保連合会の事務の関係、それから業者の事前審査等々いろいろ調整していただきまして、何とか切りのいい来年4月1日から実施させていただくことになりましたので、御報告させていただきます。

1点だけ、税の公平性というところでございまして、利便者の向上を図る制度でございまして、滞納の方には御利用できない制度になっておりますことは御了承いただきたいと思います。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。

前向きに検討していただき、ありがとうございます。

これにて、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（杉岡義信君） これで松本俊清君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

議長（杉岡義信君） 日程第5、委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、委員会の閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありません

んか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長(杉岡義信君) 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長(杉岡義信君) これで本日の日程は全部終了しました。

これで会議を閉じます。

平成28年12月第4回笠置町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉 会 午後2時54分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 杉 岡 義 信

署名議員 西 岡 良 祐

署名議員 西 昭 夫